

官報

号外
平成三十年三月九日

○第百九十六回 参議院会議録第六号

平成三十年三月九日(金曜日)

午前十時二十六分開議

○議事日程 第六号

平成三十年三月九日

午前十時 本会議

第一 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

日程第一 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。財務大臣麻生太郎君。

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明させていただきます。

平成三十年三月九日 参議院会議録第六号 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本法律案は、働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現などの観点から、国税に關し、所要の改正を一体として行うものであります。以下、その大要を申し上げさせていただきます。

第一に、働き方の多様化等を踏まえ、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替並びに給与所得控除、公的年金控除及び基礎控除の適正化を行うこととしております。

第二に、デフレ脱却と経済再生に向け、所得拡大促進税制の改組、情報連携投資等の促進に係る税制の創設、事業承継税制の拡充等を行うこととしております。

このほか、外国法人等に係る恒久的施設の範囲の見直し、法人税の申告等の電子情報処理組織による申告義務の創設、たばこ税の税率引上げ等の見直し等を行うとともに、特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこととしております。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明をさせていただきます。次第であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。古川俊治君。

(古川俊治君登壇、拍手)

○古川俊治君 自由民主党の古川俊治です。

私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

安倍総理は、財政健全化について、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化を目指す目標を堅持すると重ねて発言しています。同時に、公的債務残高の対GDP比の安定的な引下げを目指すこととされています。

この目標達成に向けて、これまでの取組を精査した上で、本年夏の骨太方針において、プライマリーバランスの黒字化の達成時期とその裏付けとなる具体的な計画が示されると伺っています。

同時に、デフレからの脱却と経済再生を完遂させることが、これこそが国民が最も安倍内閣に期待していることだと思えます。相当に工夫の要る経済運営が求められていると思いますが、財政健全化と経済の再生、デフレからの完全脱却という課題を解決するために、安倍総理は、今回の所得税法等の改正を踏まえ、どのような姿勢で取り組まれるおつもりでしょうか、お聞かせください。

給与所得控除がある一方、フリーランスや起業、請負などでは実際に負担した必要経費という限定的な控除となっています。

租税原則の基礎を成すものに、公平性の原則があります。この原則の中には、負担能力の大きい人により大きな負担をしてもらうという垂直的公平性と、等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるという水平的公平性があります。

この公平性の原則から見れば、給与所得者、フリーランスや起業、請負など、働き方や収入の稼得方法により控除が異なるということは、水平的公平性を損ねることになります。今回の所得税法改正では、誰もが受けられる基礎控除を一律増額するとともに、給与所得控除の一部を基礎控除に振り替えることとしています。自営業やフリーランスで働く方々など、様々な形で働く人々を広く支援することができるとして評価できると考えています。

一方、水平的公平性の観点からいえば、給与所得者と自営業者などとの所得捕捉率に格差があるものと指摘されています。そこで、今回の基礎控除の増額等の見直しは、働き方や収入の稼得方法の違いにより課税所得の捕捉率に差があることとどのような整合性を取ったのでしょうか。まず、その考え方を麻生財務大臣に伺います。

続けて、もう一つの公平性、垂直的公平性の観点から伺います。

前回の所得税改正では、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しの中で、納税者本人に所得制限として、給与収入の場合千二百二十万円超の控除額を削減、消失しました。そして、今回の所得税改正では、基礎控除の一律増額、基礎控除の増額分と給与所得控除の引下げ分の振替に加えて、八

百五十万円を超える給与所得者においては給与所得の控除が頭打ちとなる一方、子育て世帯や介護世帯には負担額が増えないよう工夫されています。また、所得金額が二千四百万円超の給与所得者には基礎控除が通減、消失される措置もとられています。

これらの見直しは、一つ一つ根拠を持って決定されていると思いますが、それぞれの見直しに関する所得額はばらばらで、垂直的公平性に関する政府の考え方が見えにくいことから、場当たり的に決定しているのではないかと疑問の声も一部にあります。

そこで、これらの措置はどのような考え方に基づいて決められ、整合性が保たれているのでしょうか。この政府の考え方についても、財務大臣、お聞かせください。

続いて、生産性革命について伺います。

ロボットやIoT、人工知能といった生産性を劇的に押し上げる最先端のイノベーションは、これまでの世界の産業発展の様相を大きく変える力を有しています。我が国が厳しいグローバル競争の中で経済成長を続けていくためには、イノベーションの創造をリードし、あるいは確実に取り入れる生産性革命を実現しなければなりません。

今回の税制改正では、平成三十年度から三年間を生産性革命集中投資期間として、時限措置で、IoT等の先端技術への投資に対して特別償却又は一定割合の税額控除を選択できるようにしたほか、企業が賃上げと国内設備投資を行う場合には、一定の要件で税額控除を可能としています。企業活動においてイノベーションを取り入れ、生

産性を向上させる措置として期待しています。

一方、生産性革命を成し遂げるには、イノベーションを生み出す力も必要です。例えば、革新的医薬品の研究開発でも、ゲノムに基づく創薬や再生医療技術による創薬、コンピュータシミュレーション創薬など、産業の未来を変える研究分野が数多くあります。アジア各国の研究力の向上もあって、科学研究の国際競争はますます熾烈となっており、世界の中に我が国が埋もれてしまうおそれがあります。

そこで、生産性革命を推し進めるためには、企業へのイノベーションの導入促進はもちろん、イノベーションそのものを生み出す研究開発を後押しする税制を含む支援措置の強化が必要ではないかと考えますが、総理はどのようにお考えでしょうか。

さて、政府は、これまでも中小企業の経営力強化支援として様々な施策を發動させていますが、中小企業の皆様がその成立を待ち望んでいるものには、円滑な事業承継に対する税制改正です。現行では、雇用確保要件や実際に猶予される相続税額が全株式に対する税額の半分強にすぎないことから、利用している中小企業は対象の約一割にとどまっています。これでは、経営者の高齢化や後継者不足の深刻化により、事業の将来性があるのに廃業せざるを得ない事例が大量に発生する懸念があります。

自民、公明共に党内でも大いに議論し、今回の税制改正には事業承継税制による相続税等の緩和が盛り込まれています。中小企業が日本のエンジンであり、日本経済や地方の活力を支える基盤で

あることを考えれば、円滑な事業承継税制は極めて大切な施策です。ただ、円滑な事業承継のためには、今回の税制改正も含めて、中小企業・小規模事業者の実態に即した施策を更に多面的に展開していく必要があると思いますが、総理はいかがお考えでしょうか、お答えをお聞かせください。

先月二十五日に閉幕した平昌オリンピックは、日本人選手の大活躍で大きく盛り上がりました。本日からパラリンピックでも日本選手の活躍が期待されます。これが終われば、次のオリンピック・パラリンピックはいよいよ東京です。

オリンピック開催地では、受動喫煙を防止するための法規制を行うことが国際標準となつています。自民党内でも、受動喫煙防止のための議論について一定の結論を得ました。医師としてはいまだ不十分と言わざるを得ない内容ですが、一歩前に進んだものと理解しております。

今回の税制改正でもたばこ税率の引上げが盛り込まれており、受動喫煙防止対策という面からも評価できます。また、加熱式たばこ喫煙者に有害なことは明らかですが、この加熱式たばこについても、課税方式を見直され、紙巻きたばこの約七割から九割程度にまで税負担が増加されることで格差も小さくなります。さらに、この税源が受動喫煙対策の充実に振り向けられることも期待しています。

そこで、麻生財務大臣は、今回のたばこに関する税制改正についてどのように評価しておられますか、お聞かせください。

最後に、グローバル化を背景にした節税対策への対応についてお尋ねします。

多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用して過度な節税対策を講じることで、本来課税されるべきであるにもかかわらず税負担を軽減していることは、BEPS、税源浸食及び利益移転と言われており、OECDやG20各国で連携して対応しています。

この問題の一つとして最近クローズアップされたのが、外国法人のインターネット通販会社が国内に倉庫のみを持ち、PEと呼ばれる恒久的施設、いわゆる支店に相当する施設を持たない場合には事業所得課税がされないという問題です。これについては、今回の税制改正で、いわゆる支店に相当する施設の定義が見直されることで課税できることになると聞いています。過度な節税につながる国際的な税制の隙間や抜け穴が塞がれれば、正しく税を納めている者の不公平感は高まるばかりです。

そこで、今後も、経済のグローバル化に迅速に対応し、過度な節税につながる道を断つために適切な措置を講じていくという総理の決意をお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 古川俊治議員にお答えをいたします。

安倍内閣の経済財政運営についてお尋ねがありました。

私の基本的な考え方は、経済再生なくして財政健全化なしということであり、経済成長を実現し、税収を上げることで、財政健全化も進めていくというものであります。

所得税法等の一部を改正する法律案では、働き

方の多様化等を踏まえ、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ、生産性向上のための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等を行うこととしております。

こうした税制支援を含め、あらゆる施策を総動員することにより、デフレ脱却、力強い経済成長を目指してまいります。

引き続き、デフレ脱却と経済再生を図りながら、歳出と歳入、それぞれの面からの改革を続け、プライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指してまいります。

研究開発を後押しする税制などの支援措置についてお尋ねがありました。

資源に乏しい我が国において、イノベーションは経済成長の大きな源泉であります。生産性革命を推し進める上でも、その重要性は論をまちません。

そうした観点から、昨年の税制改正において、研究開発投資を増加させた企業への税額控除率を引き上げ、イノベーションを生み出す大胆な投資を促すよう研究開発減税の強化を行ったところであります。

同時に、イノベーションの社会実装を進めることも極めて重要であります。そのため、今回の税制改正では、IoT、人工知能、ロボットなど、先端技術を取り込む設備投資に挑戦する企業には、税負担を大胆に引き下げ、革新的なイノベーションの積極的な活用を促してまいります。

これらの税制支援に加えて、予算、規制改革な

ど、あらゆる政策を総動員しながら、ソサエティ・五・〇の実現に向けたイノベーションを力強く後押ししてまいります。

中小企業・小規模事業者に対する事業承継支援についてお尋ねがありました。

今後十年で中小企業・小規模事業者の経営者の約六割が七十歳を超えるという現実があります。黒字廃業が相次ぐような事態は我が国経済にとって大きな損失であり、事業承継問題は待ったなしの課題です。

この強い危機感の下に、事業承継税制を抜本的に拡充し、承継時の贈与税、相続税の支払負担をゼロとすることいたしました。また、後継者による新しいチャレンジを応援する補助金などにより、切れ目のない支援を行います。

さらに、安倍内閣では、既に事業引継ぎ支援センターを全国展開しておりますが、後継者難に苦しむ企業と事業を引き継ぐ企業のマッチング機能の更なる強化にも取り組んでまいります。

そして、何よりも、こうした支援制度を十分に周知し、一つでも多くの中小企業・小規模事業者の皆さんに活用をいただくことが大切であります。自治体や商工会議所、商工会とも連携しながら、全国津々浦々にしっかりと普及させ、我が国の宝である中小企業・小規模事業者を次世代へしっかりと引き渡していく決意であります。

国際的な租税回避への対応についてお尋ねがありました。

国際的な租税回避については、課税の公平性を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな問題であると考えています。

こうした租税回避の防止については、日本はこれまで、OECD、G20によるBEPSプロジェクトでの議論を主導し、例えば、日本が議長国を務めた伊勢志摩サミットにおいても、その合意事項を各国が足並みをそろえて着実に実施していくよう首脳宣言に盛り込みました。

今般の税制改正案においても、BEPSプロジェクトの合意事項を踏まえ、各国企業が行う事業への課税の前提となるP/E認定に関する租税回避に対応するために規定の見直しを行うこととしてまいります。

引き続き、政府としては、こうした国際的な合意を着実に実施するとともに、国際社会と協調し、租税回避の防止に向けて不断に取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 古川議員からは、個人所得税の見直しなどについて計三問お尋ねがっております。

まず、基礎控除の増額と所得の捕捉についてお尋ねがありました。

今般の個人所得課税の見直しでは、特定の収入のみに適用されます給与所得控除から、どのような所得にでも適用できますいわゆる基礎控除に控除額の一部を振り替えるということにいたしました。現状を踏まえれば、適切なものと考えております。

他方で、御指摘の事業所得者の所得の捕捉につ

きましては、これまでも、記帳義務制度の拡充、法定資料の整備充実、罰則の強化、また青色申告の普及促進など、適正な申告や所得把握に向けた取組を進めてきております。

引き続き、マイナンバー制度を活用しつつ所得把握に努めるとともに、経済社会のICT化の動向などを踏まえ、適正な申告に向けた取組を進めていく必要があると考えております。

次に、各種控除の見直しにおける所得制限等の考えについてお尋ねがございました。

配偶者控除につきましては、平成二十九年税制改正において、所得一千万円で消失することとしたしております。これは、御存じのように、見直し前の配偶者特別控除につきましても、この額を超える納税者には控除を適用しないこととしていたということを参考にしたものであります。

基礎控除につきましては、平成三十年度税制改正において、所得二千五百万円で消失することとしたしておりますが、これは、所得再分配機能の回復の観点も踏まえつつも、基礎控除が最も基本的な控除であり、広い所得階層に適用されるべきものであることを総合的に勘案した結果であります。

また、給与所得控除につきましては、控除が頭打ちとなります給与収入を八百五十万円超に引き下げることにしたところであります。この水準は、家計への影響や地方財政への影響等を総合的に勘案して決定をいたしましたものであります。

このように、それぞれの所得制限等の具体的な水準は、各控除の趣旨などを勘案した上で決定されたものであります。

最後に、たばこ税の見直しについてお尋ねがありました。

たばこ税につきましては、高齢化の進展により社会保障関係費が増加いたしております中、引き続き厳しい財政事情にあることを踏まえ、たばこ税等を国と地方を合わせて一本当たり三円引き上げるとともに、近年急速に販売量が増加をいたしております加熱式たばこの課税方式を見直すことといたしております。

こうした見直しにより、たばこの消費量の減少が見込まれる中におきましても、引き続き一定の税収を確保することが可能となりますほか、加熱式たばこの課税方式の適正化により、紙巻きたばこと加熱式たばこの間で税負担が大きく異なるといった税負担の公平性の課題の解決につながるものと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君 藤巻健史君)

(藤巻健史君登壇、拍手)

○藤巻健史君 日本維新の会、藤巻健史です。

まず初めに、森友問題に係る財務省の公文書改ざん疑惑問題については、政府が国民に対してしっかりと説明責任を果たすことを要求いたします。

もし改ざんがあったのなら、国民を裏切る行為であり、犯罪ですし、公文書の管理に関する法律を幾ら整備しても、機能しないものになってしまっています。

さて、我が党を代表して、本日の議案について質問いたします。

一九八六年から二〇一六年の三十年間の税収と

歳出を比べてみますと、税収が一・三倍となつたのに対し、歳出は一・八倍にも膨れ上がつています。この結果、借金が増え、千八百兆円にも積み上がり、対GDP比で世界最悪の状況となつてしまいました。

ところで、学者の中には、インフレのことをインフレ税と表現する方がいらつしやいます。インフレは、債権者が大変な思いをし債務者が得をするということ、債権者から債務者への富の移行、すなわち債権者である国民から日本最大の債務者である国への富の移行という意味で税金と同じだからです。

このまま借金総額が極大化すると、尋常なる方法での財政再建が不可能になり、大増税、すなわち大インフレ税の徴収という形での決着しかなくなるのではないかと危惧いたします。

税制改革は国会審議を経なければならぬのに、実質大増税と同じながら、国会審議を経ることなく、インフレ税、すなわちインフレが財政再建のために導入されては、国民はたまつたものではあります。インフレは、消費税よりも圧倒的に逆進性が強く、コントロール不能になれば国民生活が苦境に陥るからです。だからこそ、このような財政状況下にあつては、確実に歳出を削減し税収プラス税外収入を増やしていくことが極めて重要だと考えます。

私も日本維新の会は、身を切る改革を行った上で国と地方の歳出を真に必要なものに絞り込むことが重要だと考えています。また、税収プラス税外収入を増やすにも、安易に増税に頼ることなく、経済発展により税収の自然増を図るべきだと

考えています。例えば、名目GDP、すなわち経済規模が二倍になれば国民生活も二倍豊かになり、税収も二倍になるのがあるべき姿だと思つてます。

世界的に権威のある経済誌「インターナショナル・エコノミー」の昨年夏号の特集は、日本病は世界に蔓延するかでした。低迷する日本経済をかつての英国病になぞらえているのです。情けない話ですが、逆に言えば、根本的な改革さえすれば他国並みの経済成長はできるということでもありません。経済規模が三十年間で一・八倍になつていれば、増税せずに税収の一・八倍は達成できたはずですが、そうならないければ、借金もたまらなかつたはず。

そこでまず、総理にお聞きいたします。この二十年間、日本の名目GDPは一倍、三十年間ではつたつたの一・五倍にしかならなかつたわけですが、アメリカ、イギリス、オーストラリア、シンガポール、中国は自国通貨ベースでGDPをいかに伸ばしていたのか、お教えください。

もし、他国が名目GDPを三十年間で二倍にできていたのなら、日本も二倍にするのは難しいことではなかつたはず。財政政策、金融政策を最大限に発動したにもかかわらずこの結果なのは、何が問題だつたのでしょうか。そして、それは今後克服可能だと思われるのか、お答えください。

総理はよく経済低迷の理由をデフレのせいになつていますが、デフレだったから景気が悪くなつたのではなく、景気が低迷していたからデフレに

なつたのではないのでしょうか。

私も片山虎之助共同代表が予算委員会での代表質問でお聞きしましたように、安倍政権は財政再建を二の次に考えているようにも見受けられます。まさか、幾らばらまいても後でインフレ税で没収するからいいやなどとは考えていないと思いますが、その点は確認しておきたいと思つています。総理、いかがでしょうか。

今回の税制改革では、日本維新の会が成長促進のために主張していた中小企業の事業承継を容易にするための税制改革も含まれており、必要な改革が含まれている点では敬意を表します。

しかし、税制は国が将来どうあるべきかを示すものでもあり、強力な誘導手段でもあります。結果平等主義の国家を目指すのか、機会平等主義の国家を目指すのかなどのメッセージ等がそこには含まれているべきだと思います。

私も日本維新の会は、簡素、公平、中立ではなく、簡素、公平、活力という理念に基づいた税制改革を目指しています。この観点から、幾つか総理に質問いたします。

給与所得控除額が八百五十万円超で頭打ちとなる改正案ですが、これが同じ政府の掲げる働き方改革とどう結び付くのか疑問です。相反する政策のようにも思えます。八百五十万円の年収の人とは大金持ちではありません。その人たちに對しての所得税も累進性が既に十分過ぎるほど強いのですが、今回の法案はその累進性を更に強めることになりそうです。

私も日本維新の会は、経済活動促進のためにフロア課税は低減し、薄く広いストック課税税制を目指すという観点から、所得税の税率構造のフ

ラット化を検討しています。この方向にも逆進いたします。所得再配分機能が極限まで行くと、働き方改革どころか、働いても働かなくても手取りは同じ、すなわち結果平等社会ということになってしまいます。

この税制改革による税収増は一千億円と聞いております。この増収分の一部を基礎控除に振り替えるという話です。しかし、なぜ税収中立で物事を考えるのでしょうか。例えば、いわゆる土地改良予算は一時二千二百二十九億円と大幅に圧縮されていましたが、平成三十年度政府案と前補正予算案の合計額は五千八百億円と再び増加しています。これを四千八百億円に抑え、一千億円を抑え、大金持ちとは言えない人々への増税を回避した方が国の活力につながるのではないのでしょうか。総理、お考えをお聞かせください。

また、賃上げ及び投資の促進に関する税制ですが、この法律自身に問題があるとは思いません。しかし、労賃とは、他の物やサービスと同様、需給で決まるものです。税制で賃上げを図るといふ計画経済的な政策よりも、日本への対内直接投資を増やしたり空洞化を防ぐなどして日本人労働力に対する需要を増やすことの方が、より重要で、政治が対処すべき課題だと思いますが、総理、いかがでしょうか。

最後に、名目GDPを拡大し、税収増をも狙えるという観点からすると、日本が世界より一歩進んでいるブロックチェーン技術の発展を温かく見守ることが重要だと考えます。ブロックチェーンは次世代プラットフォームにもなる可能性を持ち、経済産業省が一昨年四月に出したレポートに

よれば、影響のある市場は七十兆円近くにも上ることです。

また、昨日、予算委員会では我が党の浅田議員が質問、提案しましたとおり、ブロックチェーンは改ざんができないというシステムです。今回、森友問題で起きている公文書改ざん疑惑など、ブロックチェーン技術を使えば起こりようがなくなります。行政にとっても非常に有効な技術となると考えます。

一方、ブロックチェーン技術と裏表の関係にある仮想通貨では、取引所大手のコインチェック社で事件が起こりました。これは、交換所の問題であり、仮想通貨自体の問題だとは思えません。しかし、千五百もあるという仮想通貨には、まがいもののような通貨もあると聞きます。

ブロックチェーン技術を育てる観点からも将来の税源として期待する観点からも、仮想通貨取引の税制整備や法整備は極めて重要な課題だと考えます。

ブロックチェーン、そして仮想通貨の将来性について、そして法整備、税制整備の必要性についての総理のお考えをお聞かせください。

我が党は、税負担を求める前に、まずは身を切る改革、徹底行革が必要とのスタンスです。民間の活力を最大限発揮できる制度を実現すると同時に、本当に支援が必要な人々へのサポートを厚くし、将来世代への思い切った重点投資を可能にすることを目指していきます。

以上、国民の皆様にお約束して、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 藤巻健史議員にお答えをいたします。

日本経済の長期的な動向についてお尋ねがありました。

二〇一七年の名目GDPの自国通貨建て金額を一九八八年と比較すると、アメリカ三・七倍、イギリス三・七倍、オーストラリア五・二倍、シンガポール八・四倍、中国五十三・〇倍となっており、我が国の名目GDPが他の先進国、新興国と比べて低い伸びにとどまっていることは事実であります。

この背景には、我が国がバブル崩壊以降、低い経済成長と長引くデフレによる停滞の二十年を経験してきたことがあります。

この間の経済対策を始めとする財政政策や各種の金融政策は、一定の景気下支え効果を有していたものと考えられますが、企業は賃金を抑制し、消費者も将来への不安などから消費を減らさざるを得ず、その結果、需要が低迷、デフレを加速するという悪循環から抜け出せずにいました。

この経験を踏まえ、安倍内閣では、政権交代後、長引くデフレから脱却し、日本経済を力強く成長させていくため、これまでとは次元の違う政策として、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢に一体として取り組んでまいりました。

こうしたアベノミクスの取組により、極めて短い期間でデフレではないという状況をつくり出す中で、名目GDPは一一・七％、五十八兆円増加し、過去最高となりました。

今後、デフレ脱却、そして力強い成長のため、三本の矢の政策を継続していく考えに変わりはありません。働き方改革、生産性革命、人づくり革命など、あらゆる政策を総動員し、名目GDP六百兆円経済の実現を目指してまいります。

また、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下、引き続き、経済再生を図りながら、歳出と歳入、それぞれの面から改革を続け、プライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指してまいります。

給与所得控除の見直しについてお尋ねがありました。

給与所得控除については、主要国の概算控除額と比べて過大となっていること等を踏まえ、控除が頭打ちとなる給与収入を八百五十万円超に引き下げることをしたところです。

ただし、子育て世帯等に配慮することにより、九六％の給与所得者は負担増とならない見込みとなっており、負担増となる者についても、給与八百五十万円超から急激に負担が増加するわけではなく、段階的に増える仕組みになっております。

また、給与所得控除等から基礎控除への振替については、働き方に左右されない税制に向けた見直しであり、国の活力につながるものと考えております。

このように、国の活力にも十分に配慮しつつ、個人所得課税の仕組みを見直すこととして、このことを御理解いただきたいと思います。

なお、御指摘の土地改良予算については、我が国の農業の競争力強化や農村の防災・減災対策の

観点から必要なものであると考えております。

賃上げについてお尋ねがありました。

賃上げについては、中小企業を含め、今世紀に入つて最も高い水準の賃上げが四年連続で実現し、多くの企業で四年連続のベースアップを実施、パートで働く方々の時給は、統計開始以来、最高の水準となるなど、正規の方、非正規の方、それぞれで所得環境に改善が見られ、二〇一四年春以降、賃金は増加傾向にあります。

また、有効求人倍率について、史上初めて四十七全ての都道府県で一倍を超え、正社員の有効求人倍率も、調査開始以来、初めて一倍を超えるなど、労働力に対する需要は高まっています。

また、安倍政権では、生産性の向上や雇用の創出をもたらすとの観点から、対日直接投資の促進に向けて、法人税改革や岩盤規制改革等の事業環境の改善に取り組むとともに、私自ら我が国への投資を呼びかけてきました。

引き続き、あらゆる施策を総動員することにより、経済の好循環を加速させ、労働需要の増加、賃金の上昇につなげてまいります。

なお、四年連続での高い水準の賃上げは、所得拡大促進税制も一つの大きなきつかけとなつて実現したものと考えており、平成三十年度税制改正においては、賃上げ等に積極的な企業の税負担を更に引き下げることとしております。

ブロックチェーンや仮想通貨についてお尋ねがありました。

ブロックチェーン技術については、御指摘の仮想通貨のほか、金融に限らず、様々な分野において利活用があると指摘されております。

技術の安全性の確保など、なお課題はあるものと考えられますが、企業の生産性向上や様々なサービスの利便性、安全性向上につながるよう、様々な主体がその活用にチャレンジしていくことが期待されます。

また、仮想通貨については、資金決済法の改正によつて取扱業者を登録制とするなど、法制面や税制面での対応を図ってきたところですが、御指摘のとおり、問題となる事例も生じており、そのような状況も踏まえつつ、引き続き適切に対応してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
伊達 忠一君	郡司 彰君	高木 かつお君	新妻 秀規君
片山 大介君	里見 隆治君	石井 苗子君	熊野 正士君
清水 貴之君	佐々木 さやか君	宮崎 勝君	藤巻 健史君
杉 久武君			
伊達 忠一君	郡司 彰君	平木 大作君	大沼 みずほ君
竹内 真二君	小野田 紀美君	伊藤 孝江君	小川 克巳君
高瀬 弘美君	河野 義博君	石田 昌宏君	儀間 光男君
秋野 公造君			

竹谷とし子君	井原 巧君	石井 章君	谷合 正明君	若松 謙維君	片山虎之助君	室井 邦彦君	山本 香苗君	西田 実仁君	魚住裕一郎君	上月 良祐君	長峯 誠君	山下 雄平君	こやり隆史君	進藤金日子君	中西 哲君	朝日健太郎君	足立 敏之君	古賀友一郎君	大野 泰正君	酒井 庸行君	島村 大君	大家 敏志君	赤池 誠章君	渡辺 猛之君	藤川 政人君	末松 信介君	佐藤 正久君	平野 達男君	石井 準一君	山本 順三君	世耕 弘成君
石川 博崇君	浅田 均君	横山 信一君	矢倉 克夫君	野上浩太郎君	東 徹君	浜田 昌良君	山本 博司君	山口那津男君	中川 雅治君	高橋 克法君	堀井 巖君	自見はなこ君	佐藤 啓君	徳茂 雅之君	今井絵理子君	青山 繁晴君	和田 政宗君	太田 房江君	北村 経夫君	島田 三郎君	高野光二郎君	中西 健治君	江島 潔君	三原じゅん子君	長谷川 岳君	磯崎 陽輔君	牧野たかお君	片山さつき君	松村 祥史君	松山 政司君	林 芳正君

衛藤 晟一君	山谷えり子君	武見 敬三君	吉田 博美君	元榮太一郎君	平山佐知子君	藤木 眞也君	藤末 健三君	山田 宏君	井上 義行君	渡邊 美樹君	滝波 宏文君	堂故 茂君	中泉 松司君	羽生田 俊君	中西 祐介君	上野 通子君	磯崎 仁彦君	青木 一彦君	西田 昌司君	二之湯 智君	松下 新平君	猪口 邦子君	愛知 治郎君	岡田 広君	金子原二郎君	木村 義雄君	アントニオ猪木君	森屋 宏君	馬場 成志君	三木 亨君
藤井 基之君	山本 一太君	岡田 直樹君	山田 修路君	山口 和之君	松川 るい君	宮島 喜文君	渡辺美知太郎君	そのだ修光君	阿達 雅志君	滝沢 求君	柘植 芳文君	豊田 俊郎君	二之湯武史君	高階恵美子君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君	石井 浩郎君	関口 昌一君	塚田 一郎君	野村 哲郎君	福岡 資麿君	橋本 聖子君	宮沢 洋一君	有村 治子君	柳本 卓治君	溝手 顕正君	吉川ゆうみ君	宮本 周司君	舞立 昇治君	三宅 伸吾君

森 まさこ君 山田 俊男君 丸山 和也君 丸川 珠代君 石井みどり君 佐藤 信秋君 古川 俊治君 中野 正志君 山崎 正昭君 尾辻 秀久君 山東 昭子君	内閣総理大臣 安倍 晋三君 財務 大臣 麻生 太郎君 内閣官房副長官 野上浩太郎君 副大臣 財務 副大臣 木原 稔君	議長 報告事項 去る二月十四日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際経済・外交に関する調査会委員 辞任 藤田 幸久君 小林 正夫君 伊藤 孝江君 里見 隆治君 補欠	資源エネルギーに関する調査会 理事 儀間 光男君 (浅田均君の補欠) 同日議員から次の議案が提出された。 公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君発議)(参第一号) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君発議)(参第二号)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(藤巻健史君発議)(参第三号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 [脱北者]に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一九号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 安倍首相の憲法改正の必要性を述べた答弁に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第一二一号) 安倍総理の東欧訪問とたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約締結国の責務に関する質問主意書(松沢成文君提出)(第一二二号) 賭博及びギャンブル等の定義及び認識に関する質問主意書(真山勇一君提出)(第一二三号) 私立幼稚園への支援拡充に関する質問主意書(小川勝也君提出)(第一四号)	幼稚園教諭及び保育士の免許・資格制度の在り方に関する質問主意書(小川勝也君提出)(第一五号) 幼稚園における二歳児受入れに関する質問主意書(小川勝也君提出)(第一六号) 同日本院は、検査官に森田祐司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、総合科学技術・イノベーション会議議員に小林喜光君、松尾清一君、梶原ゆみ子君及び橋本和仁君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公正取引委員会委員長に杉本和行君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、国家公安委員会委員に小田尚君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、電波監理審議会委員に吉田進君及び長田三紀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に檜田松肇君、葛西雅子君、佐藤友美子君、村田晃嗣君及び森下俊三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央更生保護審査会委員に岳野尚代君及び加藤朋寛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、労働保険審査会委員に井上繁規君及び東郷眞子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び岡村由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員に後藤昭夫君及び中森正二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、調達価格等算定委員会委員に松村敏弘君、山内弘隆君、高村ゆかり君、大石美奈子君及び山地憲治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に山田攝子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 去る二月十五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政府開発援助等に関する特別委員 辞任 石井 準一君 江島 潔君 大家 敏志君 馬場 成志君 補欠	同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び岡村由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、労働保険審査会委員に井上繁規君及び東郷眞子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央更生保護審査会委員に岳野尚代君及び加藤朋寛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、労働保険審査会委員に井上繁規君及び東郷眞子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び岡村由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員に後藤昭夫君及び中森正二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、調達価格等算定委員会委員に松村敏弘君、山内弘隆君、高村ゆかり君、大石美奈子君及び山地憲治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に山田攝子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 去る二月十五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政府開発援助等に関する特別委員 辞任 石井 準一君 江島 潔君 大家 敏志君 馬場 成志君 補欠
同日議員から次の質問主意書が提出された。 JR総連系労組への浸透が指摘され続けている革マル派の現状と実態に関する質問主意書(川合孝典君提出)(第二〇号) 同日議長は、イスミール・カフラン・トルコ共和国大国民議会議長より、同議長のトルコ共和国大国民議会議長再任に際し発送した祝辞に対する礼状を受け受した。 去る二月十六日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政府開発援助等に関する特別委員 辞任 江島 潔君 石井 準一君 高野光二郎君 三宅 伸吾君 豊田 俊郎君 木村 義雄君 馬場 成志君 大家 敏志君 渡辺 猛之君 野村 哲郎君 里見 隆治君 新妻 秀規君 石井 苗子君 藤巻 健史君	同日本院は、電波監理審議会委員に吉田進君及び長田三紀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に檜田松肇君、葛西雅子君、佐藤友美子君、村田晃嗣君及び森下俊三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央更生保護審査会委員に岳野尚代君及び加藤朋寛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、労働保険審査会委員に井上繁規君及び東郷眞子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び岡村由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員に後藤昭夫君及び中森正二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、調達価格等算定委員会委員に松村敏弘君、山内弘隆君、高村ゆかり君、大石美奈子君及び山地憲治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に山田攝子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 去る二月十五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政府開発援助等に関する特別委員 辞任 石井 準一君 江島 潔君 大家 敏志君 馬場 成志君 補欠	同日本院は、電波監理審議会委員に吉田進君及び長田三紀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に檜田松肇君、葛西雅子君、佐藤友美子君、村田晃嗣君及び森下俊三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央更生保護審査会委員に岳野尚代君及び加藤朋寛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、労働保険審査会委員に井上繁規君及び東郷眞子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び岡村由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員に後藤昭夫君及び中森正二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、調達価格等算定委員会委員に松村敏弘君、山内弘隆君、高村ゆかり君、大石美奈子君及び山地憲治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に山田攝子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 去る二月十五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政府開発援助等に関する特別委員 辞任 石井 準一君 江島 潔君 大家 敏志君 馬場 成志君 補欠	同日本院は、電波監理審議会委員に吉田進君及び長田三紀君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に檜田松肇君、葛西雅子君、佐藤友美子君、村田晃嗣君及び森下俊三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央更生保護審査会委員に岳野尚代君及び加藤朋寛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、労働保険審査会委員に井上繁規君及び東郷眞子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭君及び岡村由美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員に後藤昭夫君及び中森正二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、調達価格等算定委員会委員に松村敏弘君、山内弘隆君、高村ゆかり君、大石美奈子君及び山地憲治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に山田攝子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 去る二月十五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政府開発援助等に関する特別委員 辞任 石井 準一君 江島 潔君 大家 敏志君 馬場 成志君 補欠

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君発議)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(藤巻健史君発議)

同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく平成二十九年における通信傍受等に関する報告を受領した。

去る二月二十日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

辞任 補欠

尾辻 秀久君 こやり隆史君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

山下 雄平君 中西 哲君

野田 国義君 浜口 誠君

藤田 幸久君 小川 勝也君

佐々木さやか君 竹内 真二君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

気候変動適応法案(閣法第二十七号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二十二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山本太郎君提出安倍首相の憲法改正の必要性を述べた答弁に関する質問に対する答弁書(第一一号)

参議院議員松沢成文君提出安倍総理の東欧訪問とたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約締結国の責務に関する質問に対する答弁書(第二十二号)

参議院議員真山勇一君提出賭博及びギャンブル等の定義及び認識に関する質問に対する答弁書(第二十三号)

参議院議員小川勝也君提出私立幼稚園への支援拡充に関する質問に対する答弁書(第一四号)

参議院議員小川勝也君提出幼稚園教諭及び保育士の免許・資格制度の在り方に関する質問に対する答弁書(第二十五号)

参議院議員小川勝也君提出幼稚園における二歳児受入れに関する質問に対する答弁書(第一六号)

去る二月二十一日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

辞任 補欠

こやり隆史君 徳茂 雅之君

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任 補欠

森屋 宏君 佐藤 啓君

山田 修路君 太田 房江君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

生活保護受給者への後発医薬品使用原則化に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第二十三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

再生可能エネルギー固定価格買取制度における小形風車の型式認証の存在意義に関する質問主意書(石井章君提出)(第二十一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

厚生労働省が情報提供している「ヒトパピローマウイルスワクチン」にかかるリーフレットに関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二十五号)

去る二月二十三日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

二千九十九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第三号)

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

辞任 補欠

徳茂 雅之君 尾辻 秀久君

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任 補欠

太田 房江君 山田 修路君

佐藤 啓君 森屋 宏君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

生活保護受給者への後発医薬品使用原則化に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第二十三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

再生可能エネルギー固定価格買取制度における小形風車の型式認証の存在意義に関する質問主意書(石井章君提出)(第二十一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

厚生労働省が情報提供している「ヒトパピローマウイルスワクチン」にかかるリーフレットに関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二十五号)

去る二月二十三日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

二千九十九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

去る二月二十二日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

辞任 補欠

徳茂 雅之君 尾辻 秀久君

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任 補欠

太田 房江君 山田 修路君

佐藤 啓君 森屋 宏君

同日議長から次の質問主意書が提出された。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に示された後発医薬品の使用原則化とバイオ後続品の品質に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二十四号)

厚生労働省が情報提供している「ヒトパピローマウイルスワクチン」にかかるリーフレットに関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二十五号)

去る二月二十三日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

二千九十九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第三号)

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

辞任 補欠

徳茂 雅之君 尾辻 秀久君

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任 補欠

太田 房江君 山田 修路君

佐藤 啓君 森屋 宏君

同日議長から次の質問主意書が提出された。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に示された後発医薬品の使用原則化とバイオ後続品の品質に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二十四号)

厚生労働省が情報提供している「ヒトパピローマウイルスワクチン」にかかるリーフレットに関する質問主意書(川田龍平君提出)(第二十五号)

去る二月二十三日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

二千九十九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第三号)

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

植物油脂の安全性に関する質問主意書(伊藤孝恵君提出(第二六号))

コレステロール値と疾病に関する質問主意書(伊藤孝恵君提出(第二七号))

鉄道事業法における鉄道事業の許可と列車運行義務及び被災した鉄道の復旧に関する質問主意書(山本太郎君提出(第二八号))

国土及び海岸保全と鉄道復旧の関係に関する質問主意書(山本太郎君提出(第二九号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員伊藤孝恵君提出牛乳に関する質問に対する答弁書(第一七号)

参議院議員伊藤孝恵君提出育児用粉ミルクに関する質問に対する答弁書(第一八号)

参議院議員有田芳生君提出「脱北者」に関する質問に対する答弁書(第一九号)

参議院議員川合孝典君提出JR総連系労組への浸透が指摘され続けている車マル派の現状と実態に関する質問に対する答弁書(第二〇号)

去る二月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関する質問主意書(川田龍平君提出(第二二号))

生活保護受給者への後発医薬品使用原則化に関する質問主意書(山本太郎君提出(第二三号))

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に示された後発医薬品の使用原則化とバイオ後続品の品質に関する質問主意書(川田龍平君提出(第二四号))

厚生労働省が情報提供している「ヒトパピローマウイルスワクチン」にかかるリーフレットに関する質問主意書(川田龍平君提出(第二五号))

去る二月二十七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

足立 敏之君 補欠

木戸口英司君 徳茂 雅之君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

不正競争防止法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石井章君提出再生可能エネルギー固定価格買取制度における小形風車の型式認証の存在意義に関する質問に対する答弁書(第二一号)

去る二月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

大塚 耕平君 補欠

上野 通子君 石橋 通宏君

渡邊 美樹君 補欠

石橋 通宏君 大塚 耕平君

大野 元裕君 吉川 沙織君

山下 芳生君 岩淵 友君

山本 太郎君 又市 征治君

決算委員

辞任

又市 征治君 補欠

小野田紀美君 渡邊 美樹君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

自見はなこ君 補欠

徳茂 雅之君 宮島 喜文君

青木 愛君 足立 敏之君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成三十年度一般会計予算(閣予第三号)

平成三十年度特別会計予算(閣予第四号)

平成三十年度政府関係機関予算(閣予第五号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 平成三十年二月大雪による被害状況等の実情調査

一、派遣委員

河野 義博 酒井 庸行

そのだ修光 小林 正夫

杉 久武 武田 良介

室井 邦彦 木戸口英司

一、派遣地 福井県

一、期間 三月五日 一日間

一、費用 概算五九、八四〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成三十年二月二十八日

災害対策特別委員長 河野 義博

参議院議長 伊達 忠一殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

植物油脂の安全性に関する質問主意書(伊藤孝恵君提出(第二六号))

コレステロール値と疾病に関する質問主意書(伊藤孝恵君提出(第二七号))

鉄道事業法における鉄道事業の許可と列車運行義務及び被災した鉄道の復旧に関する質問主意書(山本太郎君提出(第二八号))

国土及び海岸保全と鉄道復旧の関係に関する質問主意書(山本太郎君提出(第二九号))

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

石橋 通宏君 補欠

片山虎之助君 大塚 耕平君

片山 大介君

官報 (号外)

[illegible]

経済産業委員

辞任

補欠

青山 繁晴君
宮本 周司君

宇都 隆史君
片山さつき君

国土交通委員

辞任

補欠

足立 敏之君

山崎 正昭君

環境委員

辞任

補欠

渡辺美知太郎君

高野光二郎君

国家基本政策委員

辞任

補欠

大塚 耕平君
武田 良介君

宮沢 由佳君
小池 晃君

予算委員

辞任

補欠

井原 巧君
松川 るい君
足立 信也君

青山 繁晴君
足立 敏之君
伊藤 孝恵君

相原久美子君
藤田 幸久君
牧山ひろえ君
佐々木さやか君
井上 哲士君
小池 晃君
東 徹君
山本 太郎君
福山 哲郎君

石橋 通宏君
杉尾 秀哉君
小西 洋之君
杉 久武君
紙 智子君
山下 芳生君
片山 大介君
福島みずほ君
川田 龍平君

辞任

補欠

森屋 宏君
杉 久武君

藤木 眞也君
佐々木さやか君

行政監視委員

辞任

補欠

伊藤 孝恵君
石橋 通宏君
小西 洋之君

足立 信也君
相原久美子君
牧山ひろえ君

議院運営委員

辞任

補欠

足立 敏之君
藤木 眞也君
宮沢 由佳君
片山 大介君

松川 るい君
森屋 宏君
大塚 耕平君
東 徹君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
バス事業の安全問題及び地方路線問題に関する
質問主意書(山本太郎君提出(第三〇号))
去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

今井絵理子君
小野田紀美君
渡辺美知太郎君

山東 昭子君
石井 準一君
高野光二郎君

辞任

補欠

足立 敏之君
小川 克巳君
宮本 周司君

山崎 正昭君
溝手 顕正君
片山さつき君

総務委員

辞任

補欠

足立 敏之君
小川 克巳君
宮本 周司君

山崎 正昭君
溝手 顕正君
片山さつき君

外交防衛委員

辞任

補欠

青山 繁晴君

宇都 隆史君

文教科学委員

辞任

補欠

石井 準一君
山東 昭子君

小野田紀美君
今井絵理子君

厚生労働委員

辞任

補欠

溝手 顕正君

小川 克巳君

経済産業委員

辞任

補欠

宇都 隆史君
片山さつき君

青山 繁晴君
宮本 周司君

国土交通委員

辞任

補欠

山崎 正昭君

足立 敏之君

環境委員

辞任

補欠

高野光二郎君

渡辺美知太郎君

国家基本政策委員

辞任

補欠

宮沢 由佳君

大塚 耕平君

予算委員

辞任

補欠

足立 敏之君
杉尾 秀哉君
紙 智子君
山下 芳生君

松川 るい君
藤田 幸久君
倉林 明子君
山添 拓君

決算委員

辞任

補欠

藤木 眞也君

森屋 宏君

行政監視委員

辞任

補欠

倉林 明子君

山下 芳生君

議院運営委員

辞任

補欠

今井絵理子君
松川 るい君
森屋 宏君
大塚 耕平君
真山 勇一君
山添 拓君

渡辺美知太郎君
足立 敏之君
藤木 眞也君
宮沢 由佳君
櫻井 充君
大門実紀史君

懲罰委員

辞任

補欠

櫻井 充君
真山 勇一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 東 徹君 (東徹君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。

古物営業法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

都市農地の貸借の円滑化に関する法律案(閣法第四三三号)

建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(閣法第三四四号)

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三三五号)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(閣法第三十六号)

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案(閣法第三十七号)

森林経営管理法案(閣法第三十八号)

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(閣法第三十九号)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員伊藤孝恵君提出植物油脂の安全性に関する質問に対する答弁書(第二二六号)
参議院議員伊藤孝恵君提出コレステロール値と疾病に関する質問に対する答弁書(第二二七号)
参議院議員山本太郎君提出鉄道事業法における鉄道事業の許可と列車運行義務及び被災した鉄道の復旧に関する質問に対する答弁書(第二二八号)

参議院議員山本太郎君提出国土及び海岸保全と鉄道復旧の関係に関する質問に対する答弁書(第二二九号)

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

豊田 俊郎君

補欠

丸山 和也君

総務委員

辞任

こやり隆史君

補欠

金子原二郎君

法務委員

辞任

丸山 和也君

補欠

豊田 俊郎君

外交防衛委員

辞任

佐藤 啓君

補欠

二之湯武史君

文教科科学委員

辞任

高木かおり君

補欠

儀間 光男君

厚生労働委員

辞任

自見はなこ君

補欠

佐藤 信秋君

農林水産委員

辞任

宮島 喜文君

補欠

吉田 博美君

国土交通委員

辞任

儀間 光男君

補欠

高木かおり君

環境委員

辞任

金子原二郎君

補欠

こやり隆史君

予算委員

辞任

佐藤 信秋君

補欠

自見はなこ君

二之湯武史君

辞任

倉林 明子君

補欠

三木 亨君

倉林 明子君

井上 哲士君

決算委員

辞任

三木 亨君

補欠

滝沢 求君

行政監視委員

辞任

古賀 之士君

補欠

宮沢 由佳君

議院運営委員

辞任

山下 芳生君

補欠

倉林 明子君

懲罰委員

辞任

渡辺美知太郎君

補欠

今井絵理子君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

保育士の登録取消制度の実効性確保策に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第三二一号)

HIV抗体検査の受検率向上に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第三二二号)

HIV感染者数を減少させるための数値目標の設定に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第三二三号)

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

丸山 和也君

補欠

豊田 俊郎君

総務委員

辞任

金子原二郎君

補欠

こやり隆史君

法務委員

辞任

豊田 俊郎君

補欠

丸山 和也君

外交防衛委員

辞任

松山 政司君

補欠

小野田紀美君

財政金融委員

辞任

二之湯武史君

補欠

佐藤 啓君

文教科科学委員

辞任

林 芳正君

補欠

小川 克巳君

厚生労働委員

辞任

小野田紀美君

補欠

松山 政司君

農林水産委員

辞任

石田 昌宏君

補欠

関口 昌一君

経済産業委員

辞任

小川 克巳君

補欠

林 芳正君

国土交通委員

辞任

宮本 周司君

補欠

世耕 弘成君

環境委員

辞任

青山 繁晴君

補欠

鴻池 祥肇君

予算委員

辞任

こやり隆史君

補欠

金子原二郎君

宮島 喜文君

吉田 博美君

環境委員

辞任

補欠

鴻池 祥肇君
宮本 周司君
佐藤 啓君
二之湯武史君
自見はなこ君
佐藤 信秋君
世耕 弘成君
青山 繁晴君
関口 昌一君
石田 昌宏君

予算委員

辞任

補欠

三木 亨君
滝沢 求君
三浦 信祐君
伊藤 孝江君
川田 龍平君
福山 哲郎君
薬師寺みちよ君
アントニオ猪木君

決算委員

辞任

補欠

滝沢 求君
三木 亨君
宮沢 由佳君
古賀 之士君

議院運営委員

辞任

補欠

古賀 之士君
宮沢 由佳君
伊藤 孝江君
三浦 信祐君

同日議員から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(東徹君発議(参第四号))

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)(衆第二号)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)(衆第三号)

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出)(衆第四号)

東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(階猛君外五名提出)(衆第五号)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称
平成三十年度一般会計予算
平成三十年度特別会計予算
平成三十年度政府関係機関予算
一、公聴会の問題
平成三十年度総予算について

一、開会の日

平成三十年三月十三日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成三十年三月八日

予算委員長 金子原二郎

参議院議長 伊達 忠一殿

安倍首相の憲法改正の必要性を述べた答弁に
関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年二月七日

山本 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

安倍首相の憲法改正の必要性を述べた答弁に関する質問主意書

安倍首相は平成三十年一月三十一日の参議院予算委員会において、自由民主党議員から憲法改正の必要性についての内閣総理大臣としての認識を問われ、「憲法は、この国の形、理想の姿を示すものであり、私たちは、時代の節目に当たって、まさにどのような国づくりを進めていくのかという議論を深めるべきときに来ている」(以下「答弁前段」という。)と述べ、次いで憲法改正について「国会はまさに議論をし、発議するまででありまして、決めるのは国民の皆様であります。ですから、国民の皆様がまさに権利を実際にそれは実行するためには、国会で真摯な議論を行っていく、議論を深めていくことが必要であり、私たちにはその義務があるだろう」(以下「答弁後段」という。)と答弁した。これらの答弁に疑義があるため、安倍首相の憲法改正の必要性に対する認識とともに以下質問する。

一 答弁前段及び答弁後段は、そのいずれも、安倍晋三氏の内閣総理大臣としての認識を示したものと理解でよいのか。政府の見解がこの理解と異なる場合は、安倍晋三氏の、自由民主党総裁としての認識であるのか、一国会議員としての認識であるのか、あるいは日本国民としての認識であるのか、いずれであるのかを明確に示されたい。

二 答弁前段の「憲法は、この国の形、理想の姿を示すもの」とは、安倍晋三氏個人の認識か、安倍内閣固有の認識か、あるいは憲法学上の学説として確立して存在するものか、いずれであるのかを明確に示されたい。

三 前記一に関して、答弁前段が内閣総理大臣としての認識を示したものであるとする場合、当該答弁は行政府の長である内閣総理大臣の認識であることから、当該答弁中の「私たち」とは内閣総理大臣である安倍晋三氏及び行政府を構成するその他の者を指していると解されるところであるが、この「私たち」とは、安倍晋三氏の他に「行政府を構成する者のうち誰を指しているのか、その氏名を具体的かつ網羅的に示されたか」という議論を深めるべき」とは、行政府

四 前記三に関して、答弁前段の「私たち」が、内閣総理大臣である安倍晋三氏及び行政府を構成するその他の者を指しているものではない、とする場合、この「私たち」とは安倍晋三氏の他に誰を指しているのか、その氏名を具体的かつ網羅的に示されたい。

五 答弁前段の「時代の節目」とは、いつのことを指しているのか、その意味とともに明確に示されたい。

六 前記五に関して、答弁前段の「どのような国づくりを進めていくのか」という議論を深めるべきとき」と「時代の節目」とは、如何なる関連があるのか、加えて「時代の節目に当たって」議論を深めるべきとする理由は何か、明確に示されたい。

七 答弁前段の「どのような国づくりを進めていくのか」という議論を深めるべき」とは、行政府

平成三十年三月九日 参議院會議録第六号 質問主意書及び答弁書

の長である内閣総理大臣安倍晋三氏が、立法院である国会に対して「議論を深めるべき」と述べているとの理解でよいのか、明確に示されたい。政府の見解がこの理解と異なる場合は、誰が誰に対して「議論を深めるべき」と述べていると理解すればよいのか、明確に示されたい。

八 前記一に関して、答弁後段が内閣総理大臣としての認識を示したものであるとする場合、当該答弁は行政府の長である内閣総理大臣の認識であることから、当該答弁中の「私たち」とは内閣総理大臣である安倍晋三氏及び行政府を構成するその他の者を指しているところであるが、この「私たち」とは、安倍晋三氏の他に行政府を構成する者のうち誰を指しているのか、その氏名を具体的かつ網羅的に示されたい。

九 前記八に関して、答弁後段の「私たち」が、内閣総理大臣である安倍晋三氏及び行政府を構成するその他の者を指しているものではない、とする場合、この「私たち」とは安倍晋三氏の他に誰を指しているのか、その氏名を具体的かつ網羅的に示されたい。

十 答弁後段に「私たちにはその義務がある」とあるが、この義務とは、如何なる法規によつて、誰に対して、如何なる作為を命ずるものであるのか、その法的根拠を該当する条文とともに明確に示されたい。

平成三十年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出安倍首相の憲法改正の必要性を述べた答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出安倍首相の憲法改正の必要性を述べた答弁に関する質問に対する答弁書

一から十までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、憲法は、主権者たる国民の意思に基づき国家の統治組織の基本をはじめ国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であるところ、国の在り方や理想を示すものでもあると考えており、御指摘の答弁は、憲法第六十七条の規定に基づき国会議員の中から指名された安倍内閣総理大臣が、この趣旨を述べるとともに、未来を見据えた国創りを行うため、各党が憲法の具体的な改正案を国会に持ち寄り、各議院に設けられた憲法審査会において、議論を深め、前に進めていくことを期待している旨を述べたものである。

安倍総理の東欧訪問とたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約締結国の責務に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月九日

参議院議長 伊達 忠一殿

松沢 成文

安倍総理の東欧訪問とたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約締結国の責務に関する質問主意書

本年一月の安倍総理の東欧訪問に日本たばこ産業株式会社(JT)などの日本企業が同行するとの報道があった。

この報道を受け、以下質問する。

一 日本は、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)締結国である。FCTCに定める受動喫煙防止等の措置の国内における実施を所管する省庁はどこか。

二 FCTC締結国である日本の政府が前記の東欧訪問に際し、経済ミッションの名の下にJTを同行させタバコの販売を手助けすることは、FCTC第五条第三項「締結国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する」に抵触するのではないか。政府の見解如何。

三 「WHOたばこ規制枠組条約第五条三項の実施のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)には、勧告として「(4)官僚や政府職員、利益相反を避ける」、「4.10 締結国は、政府又は準政府機関の関係者又は職員がたばこ産業から金銭又は現物による報酬、贈与又はサービスを受け取ることを許してはならない」とある。これは、「たばこ産業に商業上及び他の既存の利益を有する組織又は個人がたばこ規制に関する公衆衛生政策に関与することは、否定的な影響を及ぼす可能性が非常に高い」とき

れているためである。加藤勝信厚生労働大臣は、たばこ産業から献金を受けたと言われている。たばこ産業の利害関係者であると思われる。同大臣が今通常国会への提出を予定されている健康増進法の一部を改正する法律案の所管大臣であることは、適任であるのか、また、FCTC違反にあたるのではないか。政府の見解如何。

四 財務省がJT株を保有し配当利益を得ることは、ガイドラインの「4.7 政府機関及びその組織は、国営たばこ産業に対する締結国の事業所有権を管理運営する場合を除き、たばこ産業からの金融的利益を有するべきではない」に抵触するのではないか。政府の見解如何。

五 米国疾病対策センター(CDC)のブレンダ・フィッツジェラルド所長は、JTなどの株式を購入していたとの報道を受け、本年一月三十一日に辞任したとの報道があった。これは、CDC所長がたばこ会社の株式を保有していることで、重要な公衆衛生の政策議論に関与することができないのではないかとの批判を受けたからである。たばこ産業から利益等を受けた者が、公衆衛生の政策議論へ関与することは排除されるべきである。

昨年三月に厚生労働省が公表した「受動喫煙防止対策の強化について(基本的な考え方)の案」への対案を公表する等、自民党たばこ議員連盟は受動喫煙対策に係る法整備に大きな影響を及ぼしており、本年一月三十日に厚生労働省が公表した「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方」は、昨年三月の案に比べて大幅に後退

している。たばこ産業から利益を受けた者が受動喫煙対策に係る法整備に関与することは、国民の利益を損ない、受動喫煙が原因で亡くなる方を救えないことに繋がると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

平成三十年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員松沢成文君提出安倍総理の東欧訪問とたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約締結国の責務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松沢成文君提出安倍総理の東欧訪問とたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約締結国の責務に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「FCTCに定める受動喫煙防止等の措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国内の受動喫煙対策については、厚生労働省が所管している。

二について

御質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねがたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(平成十七年条約第三号。以下「条約」という)第五条3は、たばこ産業の関係者がたばこの規制に関する政策を決定する立場にある者と関係を持つことを禁止するものではないかと

の趣旨であれば、たばこ産業の関係者がたばこの規制に関する政策を決定する立場にある者に対して不法又は不当な影響力を行使することがないように、国内法に従い取り組むことを締約国に求める規定であると解される。

三について

御質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、条約第五条3は、たばこ産業の関係者がたばこの規制に関する政策を決定する立場にある者と関係を持つことを一切禁止するものではなく、二について述べたとおり、たばこ産業の関係者がたばこの規制に関する政策を決定する立場にある者に対して不法又は不当な影響力を行使することがないように、国内法に従い取り組むことを締約国に求める規定であると解される。また、加藤厚生労働大臣は、今国会に提出を予定している健康増進法の一部を改正する法律案の所管大臣として適任である。

四について

政府は、日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)により、日本たばこ産業株式会社が発行している株式を保有することが義務付けられており、また、当該株式の保有に基づき配当を得ることは同社から不法又は不当な影響力の行使を受けていることには該当せず、御指摘のガイドラインに抵触するものではないと認識している。

五について

お尋ねの「たばこ産業から利益を受けた者が受動喫煙対策に係る法整備に関与することは、国民の利益を損ない、受動喫煙が原因で亡くな

る方を救えないことに繋がる」の意味するところが明らかではないが、二について述べたとおり、条約第五条3は、たばこ産業の関係者がたばこの規制に関する政策を決定する立場にある者に対して不法又は不当な影響力を行使することがないように、国内法に従い取り組むことを締約国に求める規定であると解され、そのような不法又は不当な影響力を行使することは適当ではないと考えている。

賭博及びギャンブル等の定義及び認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月九日

真山 勇一

参議院議長 伊達 忠一殿

賭博及びギャンブル等の定義及び認識に関する質問主意書

政府における賭博及びギャンブル等の定義及び認識について、以下、質問する。

一 刑法上の賭博及び政府において検討中のギャンブル等依存症対策の対象となる「ギャンブル等」の定義をそれぞれ説明されたい。

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という)の規制の対象となるばちんこ等の営業では、景品として一定の財物を提供することが一般的である。このような営業には、刑法上の賭博にあたる要素はない

か。

三 風営法上の特定の「遊技」で景品として提供された財物を、その後、当該「遊技」の営業所から至近距離にある景品交換所において現金に換える方式(いわゆる「三店方式」)が事実上、確立している場合は、当該「遊技」は結果的に現金を賭けて行う賭博と何ら変わりないという指摘がある。政府はこの三店方式が確立したばちんこを刑法上の賭博にあたると認識するか。賭博にはあたらないと認識するのであれば、その理由は何か。

四 平成二十九年三月三十一日のギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において、国家公安委員会委員長が「警察としては略」ばちんこへの依存防止対策を更に進める必要があると認識と発言した旨、議事要旨に記載がある。政府の認識においてはばちんこもギャンブルのひとつか。ギャンブルのひとつではないと認識するのであれば、他のギャンブルとともに依存症防止対策を進める必要があるとされるばちんこがギャンブルのひとつではないと認識する理由を説明されたい。

平成三十年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員真山勇一君提出賭博及びギャンブル等の定義及び認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成三十年三月九日 参議院會議録第六号 質問主意書及び答弁書

一六

参議院議員真山勇一君提出賭博及びギャンブル等の定義及び認識に関する質問に対する答弁書

一及び四について

刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十五条の「賭博」とは、偶然的勝負に關し財物の得喪を争ふことをいふと解されている。

また、政府において推進しているギャンブル等依存症対策の対象となる「ギャンブル等」とは、広く公営競技、ぱちんこ等の射幸行為であつて、これにのめり込んでしまい、生活に支障が生じ、治療を必要とする状態の者を生じさせているものをいう。

二及び三について

お尋ねの「この三店方式が確立したばちんこ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ぱちんこ屋については、客の射幸心をそそるおそれがあることから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)に基づき必要な規制が行われているところであり、当該規制の範囲内で行われる営業については、刑法第八十五条に規定する罪に該当しないと考へている。

私立幼稚園への支援拡充に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月九日

参議院議長 伊達 忠一殿

小川 勝也

私立幼稚園への支援拡充に関する質問主意書

政府は、一億総活躍社会の実現等に向け、仕事と家庭の両立を図るべく、待機児童対策を行つてゐる。平成二十九年十二月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」においては、待機児童解消策として「子育て安心プラン」を前倒しし、二〇二〇年度末までに三十二万人分の受け皿整備を行うこと、保育士の確保や処遇改善に取り組むこととしてゐる。

このように国・都道府県・市区町村においては保育に係る予算が拡充されており、その結果、幼児教育に対する支援との格差が拡大しているのではないかと懸念される。建学の精神に基づき幼児教育を担つてきた私立幼稚園に対する支援を拡充すべきとの問題意識を踏まえ、以下のとおり質問する。

一 横浜などの都市部を中心に、駅周辺の保育所が不足気味である一方、郊外の保育所には余裕があるという事例もあると承知している。郊外を含め既存の保育所の入所率を百パーセントとすることは待機児童解消に有効であるが、利便性などを優先して高額な予算を付けて駅周辺の保育所が新設されている状況にある。郊外の保育所入所を促進すれば、施設新設や保育士確保に係る経費も少なくて済むと考へるが、政府の見解を伺う。

二 保育所の新增設が進む中で保育士の人材確保が課題となつてゐるが、幼稚園教諭の人材不足もまた深刻な状況である。すでに、保育士資格と幼稚園教諭の免許状を併有する学生が、保育

所と幼稚園で取り合いになつており、保育士の処遇改善が進むことで、私立幼稚園の人材確保は益々厳しくなつてゐる。そのため、私立幼稚園では人材確保のために教諭の賃上げを行つてゐるが、これにより経営が圧迫されている状況がある。政府はこうした状況を把握しているのか。

三 政府は、保育士の就業継続支援として、保育士の宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部を支援する保育士宿舍借り上げ支援事業を実施している。一定の条件の下、最大で月八万二千円の家賃補助を行うというものであるが、同事業は幼稚園教諭の人材確保を更に困難なものにしてゐる。私立幼稚園教諭に対しても、住宅支援策を実施するなどの処遇改善が必要であると考へるが、政府の見解を伺いたい。

四 安倍総理は、施政方針演説において保育士の処遇改善を力強く語つてゐるが、幼稚園教諭の処遇改善については全く念頭にないのではないかと危惧の念を抱かずにはいられない。待機児童対策の一翼を担つてゐる私立幼稚園教諭についても、公平性の観点から、保育士に相当する処遇改善に向けた支援が必要であると考へる。政府は、平成三十年度予算において、私立幼稚園教諭の処遇改善に向けてどのような措置を講じているのか、保育士と対比しつつ説明されたい。

五 新しい経済政策パッケージでは、三歳から五歳までの全ての子供たちの幼児教育を無償化するとされているが、幼稚園の預かり保育の無償化への対応は判然としない。幼稚園の預かり保育

が無償化の対象外となれば、無償化の対象となる保育所等に入所希望者が殺到し、待機児童が増えることにもなりかねず、待機児童対策に逆行すると考へる。私立幼稚園の預かり保育を無償化の対象にすべきであると考へるが、政府の見解はいかがか。

六 新しい経済政策パッケージの二兆円規模の財源については、消費税増収分から約一兆七千億円を、残りの三千億円については「事業主拠出金」を充てるとされている。事業主拠出金による増額分は企業主導型保育事業と零歳から二歳児相当分の保育の運営費に活用することとされている。事業主拠出金には私立幼稚園や認可外保育所等からの拠出金も含まれるにもかかわらず、私立幼稚園や認可外保育所等が増額分の使途の対象とならないことは釈然としない。事業主拠出金の使途の根拠を示されたい。

平成三十年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小川勝也君提出私立幼稚園への支援拡充に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川勝也君提出私立幼稚園への支援拡充に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「郊外の保育所」の活用については、地域の保育ニーズに応じた保育の提供体制の確保に有効であると考へており、既存施設の効率

的な利用により、御指摘の「施設新設や保育士確保に係る経費」の抑制にも一定の効果があると考えている。政府としては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が送迎バス等の活用により、児童が自宅から遠距離にある保育所等を利用することを可能にする事業を実施する際、その実施に要する費用の一部の補助をしているところであり、こうした取組を通じて、地域の保育ニーズに応じた市町村による保育の提供が進むよう引き続き支援してまいりたい。

二から四までについて

お尋ねの「こうした状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、私立の幼稚園の経営状況は、平成二十九年に内閣府が実施した「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」等により把握している。

その上で、保育士の給与については、平成二十九年度から、子ども・子育て支援新制度の下で、新たに年額二パーセント相当の処遇改善を行うとともに、保育士としての技能・経験を積んだ職員について月額四万円等の追加的な処遇改善を行う等の取組を行っており、平成三十年度予算においてもこれらに要する経費を計上しているところ、私立の幼稚園のうち特定教育・保育施設(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。)である幼稚園に勤務する教諭等の給与については、保育士の給与と同様に、平成二十九年度から右に述べた取組を行い、平成三十年度予算においてもこれらに要する経費を計上し、私立の幼稚園のうち特定教育・保育施設ではない幼稚園に勤

務する教諭等の給与については、平成二十九年度から私立高等学校等経常費助成費補助金により処遇改善に対する支援を行う等の取組を行っており、平成三十年度予算においてもこれらに要する経費を計上しているところである。

五について

お尋ねについては、新しい経済政策パッケージ(平成二十九年十二月八日閣議決定)において、「幼稚園・保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声にも反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧な耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年度までに結論を出す」としている。

六について

お尋ねの事業主拠出金の増額は、待機児童の解消を目指して平成二十九年六月二日に公表した「子育て安心プラン」の実現に資するためのものであり、その使途については、同プランの実施に必要となる御指摘の「企業主導型保育事業と零歳から二歳児相当分の保育の運営費」に充当することとしている。

幼稚園教諭及び保育士の免許・資格制度の在り方に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月九日

小川 勝也

参議院議長 伊達 忠一殿

幼稚園教諭及び保育士の免許・資格制度の在り方に関する質問主意書

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、三歳から五歳の子供たちの大半が幼稚園や保育所に通っている。幼稚園においては幼稚園教育要領が、保育所においては保育所保育指針が定められているが、両者の内容はほぼ共通のものとなっている。全ての子供たちが等しく幼児教育を受けることができるよう、幼稚園教諭にも保育士にも高い専門性が求められるとの問題意識から、以下のとおり質問する。

一 幼稚園教諭の免許制度と保育士の資格を比較した場合、幼稚園教諭には十年に一度、免許の更新が求められているにもかかわらず、保育士資格には更新制がないことや、より資格が取得しやすい地域限定保育士制度があるなどの違いがある。幼稚園教諭と保育士とで免許・資格制度にこのような違いがあることは問題ではないか、政府の見解を伺う。

二 子ども・子育て支援新制度がスタートし、小規模保育、家庭的保育等の地域型保育や、地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員制度が実施されている。研修を修了し、子育て支援員として認定されれば、小規模保育や家庭的保育、子育てひろば、学童クラブなどで働くことができるというものである。保育士不足の解消のためにはやむを得ない面もあるが、保育の質に問題はないのか。また、事故を防止し、保育の質を担保するために、どのような対応策が講じられているか。

三 親であれば誰でも、幼稚園であろうと保育所であろうと質の高い教育を子供に受けさせたいと考えている。子供の育ちの観点から、将来的には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を一本化した免許状又は資格の取得を幼児教育・保育を担う全ての者に義務付けるなど、その在り方を見直す必要があると考えるが、政府の見解を伺う。あわせて、免許・資格制度について検討する意向がある場合にはそのスケジュールを、検討する意向がない場合にはその理由を明確にされたい。

右質問する。

平成三十年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員小川勝也君提出幼稚園教諭及び保育士の免許・資格制度の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川勝也君提出幼稚園教諭及び保育士の免許・資格制度の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

幼稚園教諭は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十二條に規定する義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする幼稚園において幼児の保育をつかさどる者である。また、保育士は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八條の

四の規定に基づき、同法第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者であり、保育所(同法第三十九条第一項に規定する保育所をいう)のほか、児童養護施設(同法第四十一条に規定する児童養護施設をいう)等においてもその配置が必要とされている。

幼稚園教諭と保育士については、それぞれの免許と資格を同時に取得しやすくなるための養成課程の見直しを行うなどの取組を行ってきたところであるが、職務の内容や職務の対象となる子どもの年齢等で異なる部分もあるため、それぞれの免許又は資格を有することが必要とされているところである。

二について
御指摘の「子育て支援員」については、地域型保育事業(子ども・子育て支援法平成二十四年法律第六十五号)第七条第五項に規定する地域型保育事業をいう。以下同じ。等において子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成二十七年五月二十一日付け雇児発〇五二一第十八号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む)等において、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、地域型保育事業等に従事する上で必要となる知識や技能等を修得させるための研修を実施している。また、当該研修においては、例えば、地域型保育事業に従事することを希望する者等を対象と

して「安全の確保とリスクマネジメント」に関する科目を設けること等を通じて、地域型保育事業等における事故の防止に努めるとともに、地域型保育事業等の質の担保を図っている。

三について
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第二条第一項の規定において、「政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされている。幼稚園教諭と保育士については、一についてで答えたとおり、それぞれの免許と資格を同時に取得しやすくなるための養成課程の見直しを行うなどの取組を行ってきたところであるが、職務の内容や職務の対象となる子どもの年齢等で異なる部分もあるため、それぞれの免許又は資格を有することが必要とされていることも踏まえつつ、当該規定に基づき、引き続き検討してまいりたい。

幼稚園における二歳児受入れに関する質問主意書
参議院議員 伊達 忠一殿
小川 勝也
平成三十年二月九日

幼稚園における二歳児受入れに関する質問主意書
政府は、人づくり革命に係る二兆円規模の新しい経済政策パッケージにおいて、幼児教育無償化とともに、待機児童解消のため、二〇二〇年度末までに三十二万人分の受け皿整備を行うことを明言した。とりわけ、待機児童の七割以上を占める一、二歳児の受け皿確保は喫緊の課題であり、また、平成二十九年十月より育児休業が最長二年に延長されたことなどから、二歳児以降の保育ニーズが更に増大していくことが見込まれる。子育て安心プランにおいても、幼稚園における一時預かり事業を活用した二歳児の受入れの推進がうたわれている。

幼稚園における二歳児の受入れを更に促進すべきとの観点から、以下のとおり質問する。
一 幼稚園が二歳児を受け入れ、長時間保育等を実施する場合には、認定こども園に移行することが一般的であると考えられるが、幼稚園から認定こども園への移行状況を説明されたい。また、政府は、現状において幼稚園から認定こども園への移行が進まない理由をどのように分析し、移行に対する支援策を講じているか。

二 幼稚園から認定こども園への移行が進まない中で待機児童を解消するため、改善の策として幼稚園における二歳児の受入れを促進することは、有効な取組であると評価する。政府は、平成三十年度から、二歳児を対象に長時間の「一時預かり」の枠を新たに設け、保育士の人件費等を支援すると承知しているが、当該制度の概要及び予算額について具体的に説明されたい。

三 育児休業が明けたのち、二歳児の保育から五歳児の幼児教育までを同一の幼稚園において転園することなく受けることを希望する保護者は多い。また、「零歳から小学校入学まで保育所」という従来のルートのほかに、「零歳から二歳は保育所、二歳からは幼稚園」という新しいルートができることで、その分保育所の受入枠に空きが出るという効果も期待できる。政府は、幼稚園における二歳児の受入れをどの程度の規模になると見込んでいるのか。

四 幼稚園における二歳児の受入れについては、保護者のニーズや幼稚園での受入れ促進の観点から、幼児教育として法律上位置付けることも検討に値すると思われるが、検討に当たっての課題も含め、政府の見解を伺う。
右質問する。

平成三十年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員 伊達 忠一殿

参議院議員小川勝也君提出幼稚園における二歳児受入れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川勝也君提出幼稚園における二歳児受入れに関する質問に対する答弁書
一について
平成二十九年四月一日現在、認定こども園の総数は五千八十一園であり、そのうち幼稚園から移行したもの(保育所又は保育機能施設と共に移行したものを含む)の数は二千三百四十一園である。

政府としては、これまでも、既設の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行するに際して設備等に係る特例を設けるとともに、認定こども園に対する財政支援の基準となる公定価格について、平成二十七年において、定員規模に応じて保育教諭等を加配するチーム保育加配加算を創設し、平成二十八年度において、加配可能な保育教諭等の人数を増加させる等して、保護者のニーズや地域の実情を踏まえて認定こども園への移行を希望する幼稚園の円滑な移行を支援してきており、幼稚園から認定こども園への移行が着実に進んでいると考えている。

二及び四について

お尋ねの「幼稚園における二歳児の受入れについては、・・・幼児教育として法律上位置付ける」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、平成二十九年六月二日に公表した「子育て安心プラン」の支援策の一つとして、平成三十年度から、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第三十六条の三十五第二号に規定する幼稚園型一時預かり事業により、満三歳未満の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう）であって、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第一条で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち二歳児を定期的に預かる仕組みを創設することとしており、同年度予算において、これに要する経費について、子ども・子育て支援交

付金の予算額約千八百八十八億円の内数として計上しているところである。

三について

お尋ねの「幼稚園における二歳児の受入れ」の「規模」については推計を行っていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

牛乳に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年二月十三日

参議院議長 伊達 忠一殿

伊藤 孝恵

牛乳に関する質問主意書

日本では、牛乳はカルシウムが豊富で身体に良いとの認識が定着しており、学校給食にも多く取り入れられている。しかし海外では、乳製品をとるほど骨が弱くなるなどの研究もあり、日本でも学校給食から牛乳を排除する学校も出てきていると聞いている。そこで、牛乳の評価について、以下質問する。

一 最近、酪農製品摂取と疾患発症率との関係に関する大規模な追跡調査の結果がスウェーデンから報告され、毎日コップ一杯以上の牛乳を飲む女性は健康を損なう可能性があるとされている。この報告は学校給食で牛乳を出すことに大きな影響を与えると考えるが、政府の見解如何。

二 妊娠牛から得られた牛乳には女性ホルモンが

多量に含まれているとの認識、及び、学校給食には穀物飼料育ちの牛の牛乳より牧草育ちの牛の牛乳の方が身体に良いとの認識はあるか、政府の見解如何。

右質問する。

平成三十年二月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員伊藤孝恵君提出牛乳に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊藤孝恵君提出牛乳に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の調査の結果については、牛乳の摂取と健康との関係に関する様々な見解の一つにすぎないものと認識しており、御指摘の「妊娠牛」から得られたものを含め牛乳の中に含まれる性ホルモンの多寡に係る評価については、政府として見解を有しておらず、定説があるとも承知していない。また、「学校給食には穀物飼料育ちの牛の牛乳より牧草育ちの牛の牛乳の方が身体に良いとの認識はあるか」とのお尋ねについては、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

牛乳については、我が国において長年の食経験があり、通常摂取される量の範囲内においては、その中に通常含まれている性ホルモンによる健康リスクは想定されないと考えており、また、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十

三号）第十一条第一項の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）において牛乳の成分に関する規格等が定められていることにより、安全性の確保が図られていると考えている。また、学校給食における牛乳の使用については、各学校の設置者において適切に判断すべきものと考えている。

育児用粉ミルクに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年二月十三日

参議院議長 伊達 忠一殿

伊藤 孝恵

育児用粉ミルクに関する質問主意書

育児用粉ミルクについては、組成を母乳に近づける努力がなされてきた。育児用粉ミルクの組成の一つである脂質成分の原材料として使われる大豆油は、必須脂肪酸であるリノール酸の供給源として、医療用にも使われてきた実績があるため、過剰摂取にならない限り安全性は高いとされている。一方で、同じ植物油でも、バターに代わっているパーム油やカノーラ油は、各種研究発表を見る限り安全性の面で疑義があるため、以下質問する。

一 育児用粉ミルクの脂質成分の原材料については、二〇〇〇年前後からバター、大豆油、紅花油等に代えて、パーム油やカノーラ油が使われるようになったと認識しているが、油の使用状

況について政府の把握するところを示された
い。

二 育児用粉ミルクの原材料について、国による
許認可等の制度はどのようになっているのか明
らかにされたい。

三 農水省の食品総合研究所の動物実験データに
よると、パーム油をマウスに与え続けると生存
日数が短くなるという結果が報告されている。
また他にも、パーム油を与えたラットでの発癌
促進効果や糖尿病モデル動物に対する有害作
用、ラットに対する脳卒中促進作用などが学会
で報告されている。このような研究発表がある
にもかかわらず、育児用粉ミルクの原材料に
パーム油を使用することの安全性についての政
府の見解如何。

四 カノラ油については、アメリカ油化学会の
専門誌(Juang MZ, Lipids 1997)の動物実験
データによると、大豆油、魚油、エゴマ油など
に比べて、ラットの生存日数が短くなるという
結果が出ている。同結果の公表後、国内外から
カノラ油の有害作用に関する論文が多く発表
されているが、このような研究発表があるにも
かわらず、育児用粉ミルクの原材料にカノ
ラ油を使用することの安全性についての政府の
見解如何。

五 バターが育児用粉ミルクの原材料に使われな
くなったのは、狂牛病の発生が契機であつたの
か、政府の見解如何。

六 狂牛病の原因について以前の質問主意書では
調査中とされていたが、原因は肉骨粉なのか、
プリオン(タンパク質)の感染症なのか、政府の
見解如何。またウシの全頭検査を中止したこと
との関連性はあるのか、政府の見解如何。

七 牛乳に含まれるステロイドホルモン(硫酸エ
ストロンという女性ホルモン)や、バターに含
まれる黄体ホルモン(プロゲステロン)の安全性
を政府はどのように評価しているのか明らかに
されたい。
右質問する。

平成三十年二月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員伊藤孝恵君提出育児用粉ミルクに関
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊藤孝恵君提出育児用粉ミルク
に関する質問に対する答弁書

一について

調製粉乳については、食用油脂として一般的
に、食用パーム油、動物油脂、食用大豆油等が
使用されていると把握している。

二について

お尋ねの「国による許認可等の制度」の具体的
に意味するところが必ずしも明らかではない
が、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令
(昭和二十六年厚生省令第五十二号)別表の二の
(五)の(6)の規定により、調製粉乳にあつては
乳(生山羊乳、殺菌山羊乳及び生めん羊乳を除
く)又は乳製品のほか、原料の種類及び混合割
合につき厚生労働大臣の承認を受けて使用する
もの以外のものを使用しないこととされてい
る。

三及び四について

御指摘の「パーム油」とは食用パーム油を、ま

た、「カノラ油」とは食用なたね油の一種をそ
れぞれ指すものと考えているが、それらの使用によ
る人の健康への有害な影響に係る科学的な知見
は十分に得られておらず、現時点で人の健康に
影響を及ぼす懸念は少ないものと考えている。
五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、
牛海綿状脳症の発生を理由として、調製粉乳に
バターを使用しなくなった事例があるとは承知
していない。

六について

牛海綿状脳症は、異常プリオンたん白質が含
まれた牛等の反すう動物由来の肉骨粉等を経口
摂取することにより伝達すると考えている。ま
た、お尋ねの「ウシの全頭検査を中止したこと
との関連性」の意味するところが必ずしも明ら
かではないが、牛海綿状脳症対策特別措置法
(平成十四年法律第七十号)第七条第一項の規定
に基づき行われると畜場における牛海綿状脳症
に係る検査については、食品安全委員会の食品
健康影響評価を踏まえ、同項の厚生労働省令で
定める月齢の改正等を行ってきたところであ
る。

七について

御指摘の「牛乳に含まれるステロイドホルモ
ン(硫酸エストロンという女性ホルモン)や、バ
ターに含まれる黄体ホルモン(プロゲステロ
ン)」が人の健康に与える有害な影響について
は、現時点では承知していない。

「脱北者」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成三十年二月十四日

参議院議長 伊達 忠一殿

有田 芳生

「脱北者」に関する質問主意書

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問
題への対処に関する法律(平成十八年法律第九
十六号。以下「この法律」とする)の規定に関して質
問します。

一 政府は、朝鮮半島からのものと思われる漂
流・漂着木造船等の乗組員(以下「漂流・漂着木
造船等の乗組員」とする)が北朝鮮籍である場
合、当該乗組員をこの法律第六条第一項に規定
する「脱北者」として取り扱うのですか。また、
この法律に規定する「脱北者」に該当するための
要件とは何ですか。

二 政府は、漂流・漂着木造船等の乗組員が日本
国籍を有していた場合、この法律第六条第二項
の規定に従い、当該乗組員を保護及び支援の対
象とするのですか。

三 政府は、漂流・漂着木造船等の乗組員が日本
国籍及び北朝鮮籍のどちらでもない場合、この
法律の規定上、当該乗組員にどのように対処し
ますか。

四 政府は、漂流・漂着木造船等の乗組員に対
し、この法律の趣旨に従い、彼らの人権侵害状
況について、本人から聴取するなどの手段によ
り確認してきましたか。

五 この法律第六條第一項の規定に従い、政府が密接な連携の確保に努めている民間団体はありますか。また、同条第三項に従い、政府が情報の提供、財政上の配慮その他の支援に努めている民間団体はありますか。

右質問する。

平成三十年二月二十三日
内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員有田芳生君提出「脱北者」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出「脱北者」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成十八年法律第九十六号)第六條第一項において、「脱北者」とは「北朝鮮を脱出した者であつて、人道的見地から保護及び支援が必要であると認められるものをいう」と規定されており、お尋ねの「漂流・漂着木造船等の乗組員」についても、これに該当する場合には「脱北者」として取り扱われ、同条第二項に規定する「脱北者の保護及び支援」の対象となる。

四について

政府としては、拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処のため、必要に応じて情報収集を行っているところであるが、その具体的な内容については、これ

を明らかにすることにより、今後の情報収集等に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えた。

五について

お尋ねについては、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、民間団体に対して情報提供を行っている。

JR総連系労組への浸透が指摘され続けている革マル派の現状と実態に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月十五日

川合 孝典

参議院議長 伊達 忠一殿

JR総連系労組への浸透が指摘され続けている革マル派の現状と実態に関する質問主意書

意書

政府が「共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団」と認定している革マル派の動向について、警察庁警備局は「治安の回顧と展望」(平成二十九年版)において「革マル派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合連合会(以下「JR総連」という。)及び東日本旅客鉄道労働組合(以下「JR東労組」という。)は、六月にそれぞれ労組結成三十年の記念大会を開催し、労組結成から現在までの三十年を振り返り、「いつでもたたかえる組織」の堅持を掲げるなど、引き続き、革マル派創設時の副議長である松寄明

元JR東労組会長(故人)が提唱した労働運動理論の継承を傘下組合員に対して呼び掛けた。」と記述して注意喚起を行っている。

実際に、革マル派の指導者であつた松寄明氏の労働運動理論を継承するべく、その著書集が編纂され、JR東労組にとどまらず、JR総連傘下の北海道旅客鉄道労働組合(以下「JR北海道労組」という。)においても、これらを利用した学習会などが開催されていることは、当該労組の機関紙などで自ら明らかにしている。

また菅義偉官房長官は、平成二十九年二月二十六日の読売新聞北海道版のインタビュー記事において「北海道では過去に色んな事故が起きた。ああいふ組合を持っているのはJR北海道だけでしょ」と述べているが、これは菅官房長官がJR北海道の安全運行と経営にJR北海道労組が悪影響を及ぼしている、との認識を示したものと受け止められている。

さらに平成二十九年四月十八日の産経新聞朝刊には、関係者の証言を基に、JR北海道労組がJR北海道の経営幹部への影響力を行使したことに ついて懸念する声があるとする記事も掲載されている。

既にJR北海道労組と革マル派との関係については、平成二十五年十一月二十二日、衆議院国土交通委員会において平沢勝栄衆議院議員に対し、JR北海道労組への革マル派浸透に関して明確な断定は避けたものの「鋭意解明に努めている」との政府答弁がなされている。

このように革マル派が、JR総連系労組に今なお相当浸透していることを窺わせる様々な事象

は、わが国の治安維持、そして二年半後の東京オリンピック・パラリンピックを安全に開催するといった観点からも憂慮すべき深刻な問題であると認識している。

なお昨年来、維持困難路線を公表したJR北海道に対する北海道や国による公的支援の実施を求める動きがある。北海道のインフラを支える路線の維持が極めて重要であることは言うまでもないが、公的支援の前提として、JR北海道労組に革マル派が浸透しているという憂慮すべき実態を解明し、問題を解決することが必要不可欠であると考える。

政府においては、JRというわが国を代表する公共交通機関の労働組合に、今なお過激派・革マル派が浸透している実態を看過することなく、治安維持のための取り組みをさらに強化すべきであると考える。

こうした認識から、次の事項について質問する。

一 これまでの捜査過程で解明された革マル派のJR総連系労組への浸透の実態について、政府の把握するところを具体的に明らかにされた

二 革マル派がJR総連系労組に浸透を図ろうとしている目的は何か、政府の見解を明らかにされた

三 JR総連系労組が、松寄明元JR東労組会長が提唱した労働運動理論の継承を傘下組合員に対して呼び掛けている目的は何か、政府の見解を明らかにされた

四 JR北海道労組への革マル派の浸透及びJR

北海道の経営に対する影響力の行使の実態について、政府における解明状況を具体的に明らかにしたい。

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を介して政府が全株式を保有するJR北海道の経営や人事に対して、JR北海道労組が影響力を強めているとの指摘に対する、政府の見解を明らかにされたい。

六 JR北海道では、平成二十三年九月には当時社長であった中島尚俊氏が、平成二十六年一月には元社長の坂本眞一氏が相次いで自殺している。JR北海道経営トップの度重なる自殺という異例の事案の背景に何があったのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成三十年二月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川合孝典君提出JR総連系労組への浸透が指摘され続けている革マル派の現状と実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一及び二について

お尋ねの「JR総連系労組」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、日本革

命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派(以下「革マル派」という)は、共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団であり、将来の共産主義革命に備えるため、その組織拡大に重点を置き、周囲に警戒心を抱かせないよう党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っており、例えば、全日本鉄道労働組合総連合会及び東日本旅客鉄道労働組合内には、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると認識している。

三について
お尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

四について
お尋ねの「JR北海道の経営に対する影響力の行使の実態」については、その意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、北海道旅客鉄道労働組合への革マル派の浸透実態については、現在、警察等において鋭意解明に努めているものと承知している。

五について
北海道旅客鉄道株式会社からは、同社の経営や人事に対する北海道旅客鉄道労働組合の影響が強まっているとは聞いていない。

六について
お尋ねについては、政府として承知していない。

再生可能エネルギー固定価格買取制度における小形風車の型式認証の存在意義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年二月十九日

参議院議長 伊達 忠一殿

石井 章

再生可能エネルギー固定価格買取制度における小形風車の型式認証の存在意義に関する質問主意書

現在、再生可能エネルギー固定価格買取制度において、小形風車(出力規模二十キロワット未満)として事業認定を受けるためには、選定する機種が一般財団法人日本海事協会による設備の型式認証を受けていることが必須とされています。出力規模二十キロワット以上の風車にはこのような型式認証の制度はなく、例えていうならば、出力規模が十九・九キロワットの風車には型式認証が必要で、二十キロワット丁度の風車には型式認証が必要ないということになります。系統連系などの技術面において、この〇・一キロワットという出力の差には全く違いがありません。それ故、型式認証制度の合理的な存在理由がわかりませんが、型式認証制度が小形風車だけに必要とされる合理的な根拠をお尋ねします。

右質問する。

平成三十年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員石井章君提出再生可能エネルギー固定価格買取制度における小形風車の型式認証の存在意義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石井章君提出再生可能エネルギー固定価格買取制度における小形風車の型式認証の存在意義に関する質問に対する答弁書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第九条第三項第三号においては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準として、再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれることを経済産業大臣が確認することとしている。

再生可能エネルギー発電事業者が再生可能エネルギー電気を適切な方法で発電し、長期安定的に供給するためには、長期的な安全の確保及び発電の継続に留意した再生可能エネルギー発電設備の設計及び施工が行われることが必要である。このため、再生可能エネルギー発電事業者が同法等に基づき遵守することが求められる事項等についての考え方を示すために資源エネルギー庁が平成二十九年三月に公表した「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」においてその風車が「日本工業規格C14000-2に適合するものであること、又はこれと同等の性能及び品質を有するものであることが確認できるものであること」としているところ、風力発電設備であって、その出力が二十キロ

ワット未満のものについては、経済産業大臣による再生可能エネルギー発電事業計画の認定に当たって、風車の性能及び品質を確認している。

なお、風力発電設備であつて、その出力が二十キロワット以上のものについては、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条第三項に規定する事業用電気工作物に当たるところ、同法第三十九条第一項において「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない」とされていること等により、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれることとなっている。

医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月二十日

参議院議長 伊達 忠一殿

川田 龍平

医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関する質問主意書
 医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関して、私が二〇一六年十一月十七日の参議院厚生労働委員会を取り上げたところ、厚生労働省は二〇一七年一月に医師、看護師等の免許申請時に提出する診断書の様式の変更を行った。

しかし、看護六法平成二十九年版において当該診断書の様式が更新されなかつたので、当該診断書の様式が変更された旨の周知の更なる徹底のため、過去に行われた診断書の様式変更の際と同様に医政局長通知を出すべきではないかと、私は二〇一七年四月二十日の参議院厚生労働委員会でき取り上げたところである。

ところが、現時点においてまだその医政局長通知が出ておらず、このままでは本年三月発行予定の看護六法平成三十年版においても当該診断書の様式を現行のものに差し替えて掲載することができないと看護六法の出版社が判断していると聞いている。

一 当該診断書の様式を変更したにもかかわらず、その変更が二年連続して看護六法に反映されないのは、行政の不作為に原因があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 当該診断書の様式が変更された旨の周知徹底のため、早急に医政局長通知を出すべきと考えるが、いつ頃出す予定か。
 右質問する。

平成三十年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出医師、看護師等の免許申請時における障害者に対する合理的配慮に関する質問に対する答弁書
 一及び二について

厚生労働省においては、御指摘の「医師、看護師等の免許申請時に提出する診断書の様式の変更」について、現在検討している医師等の免許申請の際の添付書類等の見直しの実施の際に、併せて、診断書の様式の周知等のための厚生労働省医政局長通知を発出する予定であつたが、御指摘を踏まえ、各都道府県知事に対し「医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師等の免許等の申請について」の一部改正について(通知)(平成三十年二月二十六日付け医政発〇二二六第一号厚生労働省医政局長通知)を発出することにより、診断書の様式の周知を図つたところである。

生活保護受給者への後発医薬品使用原則化に関する質問主意書
 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月二十一日

山本 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

生活保護受給者への後発医薬品使用原則化に関する質問主意書

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十四条第三項は、医師又は歯科医師に対して、

生活保護受給者(以下「被保護者」という。)に投薬する際に、後発医薬品を「使用することができると認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする」として、被保護者への後発医薬品の積極使用を法律によつて促している。さらに政府は、被保護者に対し原則として後発医薬品により給付を行うものとする内容とする生活保護法の改正を含む、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(第百九十六回国会閣法第二〇号。以下「本法律案」という。)を今国会に提出している。本法律案が成立し施行された場合、被保護者本人の意向に反して後発医薬品が使用される事態が発生することが懸念される。これを踏まえて、被保護者への後発医薬品使用を促進するだけでなく使用を原則とすることについて、安倍内閣の認識を確認すべく、以下質問する。

一 現行の生活保護法においても、被保護者に対して「可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする」として後発医薬品使用促進の努力義務を課しているにもかかわらず、これをさらに進めて、本法律案において後発医薬品による給付を原則とする理由は何か、明確に示されたい。

二 平成二十九年六月九日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇一七」では、「二〇二〇年(平成三十二年)九月までに、後発医薬品の使用割合を八十%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討

する。」としているが、被保護者における後発医薬品の使用割合を八十％とするのも二〇二〇年（平成三十二年）九月までを目標として定めているとの理解でよいのか、安倍内閣の認識を示されたい。また、これと異なる目標があるとする場合は、その理由とともに目標年限を具体的に示されたい。

三 前記二に関して、本法律案が成立し施行されることにより、被保護者の後発医薬品の使用割合が政府目標に達した場合、それによる医療扶助費削減効果は年間何億円規模となるのか、また、それは社会保障関係費のうち何％を占める規模と予測されるのか、現時点で試算をしているのであれば、その具体的金額及び百分率を、根拠とともに明示されたい。

四 本法律案が成立し施行されること、すなわち被保護者への後発医薬品による給付を原則とするということは、被保護者に対して後発医薬品の使用を原則として義務付けることであるとの理解でよいのか、安倍内閣の認識を明確に示されたい。

五 被保護者への後発医薬品による給付を原則とすることは、被保護者に対して被保護者本人の意向に反した薬剤が投与される可能性も否定出来ないとの理解でよいのか、安倍内閣の認識を明確に示されたい。加えて、政府の認識がこの理解と同じである場合、薬剤の処方に関して処方医による特別の指示がないとき、被保護者本人の意向及び服薬する薬剤の選択の自由が妨げられる可能性があるとの理解でよいのか、安倍内閣の認識を明確に示されたい。

六 平成二十年五月十三日に福田内閣（当時）において閣議決定された衆議院議員山井和則君提出「ジェネリック医薬品と生活保護に関する質問に対する答弁書（内閣衆質一六九第三二一号）」の一及び三について、「生活保護受給者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくい状況であるため、必要最小限度の保障を行うという生活保護法（中略）の趣旨・目的にかんがみ、調剤の給付の決定を行う際には、処方医が医学的な理由があると判断した場合を除き、福祉事務所が生活保護受給者に対して、後発医薬品を選択するように求めること」とあるが、安倍内閣においても当該政府見解を変更することなく、この見解に基づいて被保護者に対して後発医薬品使用を促す政策を継続しているとの理解でよいのか。

七 前記六に関して、「医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくい状況である」との政府見解を、安倍内閣においても変更しないとする場合、同政府見解にある状況は被保護者の場合にのみ該当するのか、あるいは、被保護者以外の医療に係る患者負担が発生しない者、例えば、公費により医療費助成を受けている子ども、難病医療費助成制度対象患者、心身障害者医療費助成制度対象患者あるいは公害健康被害者に対する医療費公費負担制度対象者についても該当し得るのか、安倍内閣の見解を明確に示されたい。加えて、「医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくい状況」が、被保護者以外の医療に係る患者負担が発生しない

者には該当せず、被保護者の場合にのみ該当するものであるとの見解である場合、その具体的な根拠を明示されたい。

八 平成二十八年診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策を検証する目的で行われた「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査報告書」（平成二十九年調査）のうち、患者の「ジェネリック医薬品に関する使用意向」では、「いくら安くなくても使用したくない」という患者が十二・一％存在することが明らかとなった。その理由を問うたところ「ジェネリック医薬品の効き目（効果）や副作用に不安があるから」が六十一・九％、「使いなれたものがないから」が四十四・八％であり、さらに前者にその不安のきっかけを問うたところ「ジェネリック医薬品に切り替えて、効き目が悪くなった」とがあるから、「ジェネリック医薬品に切り替えて、使用感が悪くなったことがあるから」がそれぞれ十・五％であった。

九 本法律案が成立し施行された場合、「ジェネリック医薬品の効き目（効果）や副作用に不安があるから」あるいは「使いなれたものがないから」との理由によつて、先発医薬品を選択する自由が、妨げられることとなり得るのか、安倍内閣の認識を明確に示されたい。

十 日本国民のうち被保護者に対してのみ原則として後発医薬品による給付を行うことを法制化することは、被保護者に対する差別であり、被保護者本人の服薬する薬剤の選択の自由を侵害しかねないものであることから、被保護者の自己決定権を否定する人権侵害であると言わざるを得ず、日本国憲法第十三条「すべて国民は、

個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」及び第十四条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」に反すると考えるが、安倍内閣の認識を明確に示されたい。

十一 国策として後発医薬品使用促進策を推進するため、被保護者に対してのみ原則として後発医薬品による給付を行うことを法制化するのであれば、それ以前にまず後発医薬品使用促進策を推進している政府関係者に対して後発医薬品の原則使用を法制化し徹底させるべきと考えるが、安倍内閣としての認識は如何か。

十二 前記二、七及び十に関して、被保護者以外の医療に係る患者負担が発生しない者及び政府関係者に対しては原則として後発医薬品による給付を行うことを法制化しない一方で、被保護者に対してのみ原則として後発医薬品による給付を行うことを法制化する施策を講ずることは、国民に対して「後発医薬品は医療扶助費削減の目的で被保護者に強制的に使わせる安物である」といった印象を与えることに繋がりかねず、政府の「二〇二〇年（平成三十二年）九月までに、後発医薬品の使用割合を八十％とし、できる限り早期に達成」との目標に、むしろ悪影響を及ぼしかねないと考えるが、安倍内閣の認識は如何か。

右質問する。

平成三十年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出生活保護受給者への後発医薬品使用原則化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出生活保護受給者への後発医薬品使用原則化に関する質問に対する答弁書

一及び四について

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成二十九年十二月十五日)において、後発医薬品(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)について、「都道府県ごとに使用割合に差があると同時に、一部では使用割合の伸びが鈍化してきているとの指摘もある。また、医師等が一般名で処方したにもかかわらず薬局において後発医薬品が調剤されなかった理由として、「患者の意向」の割合が六割以上という調査結果もある。制度に対する国民の信頼を確保するため、更なる取組が求められている。後発医薬品については、更なる使用促進のため、その使用を原則とすることが適当である。その際、医師又は歯科医師が後発医薬品の使用を可能と認めていることや、薬局等に在庫がなく、すぐに必要な薬剤の取寄せができない等の問題がないことなど、必要な条件を満たした上で実施するように留意すべきである。」とされており、これを踏まえて、平成三十年二月九日に閣議決定し、今国会に提出した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)において、現物給付によって行う医療扶助のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、「原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする」ことを生活保護法に規定している。

二について

お尋ねの「目標」については、御指摘の「経済財政運営と改革の基本方針二〇一七」(平成二十九年六月九日閣議決定)において、「二十二十年(平成三十二年)九月までに、後発医薬品の使用割合を八十とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する」とあり、これに加え、生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、「経済・財政再生計画改革工程表二〇一七改定版」(平成二十九年十二月二十一日経済財政諮問会議決定)において、「二十十七年央までに七十五%、二十十八年度までに八十%」としている。

三について

お尋ねの効果については、後発医薬品の数量割合(医療扶助の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書における後発医薬品の数量を、先発医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律

第百四十五号)第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品並びに同項各号に掲げる医薬品に係る同法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認(以下「製造販売の承認」という。))を受けた者が当該製造販売の承認を受けた医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつて形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る製造販売の承認を受けた場合における当該医薬品をいう。以下同じ。)であつて後発医薬品があるものの数量と後発医薬品の数量の合計で除した数値をいう。)が平成二十九年年度の約〇・七二から仮に平成三十年年度に〇・八となつた場合、後発医薬品がある先発医薬品の給付に要する費用の減少額と後発医薬品の医療扶助の給付に要する費用の増加額との差が約百億円となると推計している。

また、当該額の国庫負担分の平成二十九年年度一般会計当初予算における社会保障関係費に対する割合で見ると、約〇・〇二パーセントである。

五、六及び八について

現在は、生活保護法に基づき、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めることとしており、改正法案において、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。二についてでお答えした目標の達成に資するものであると考えている。

品を使用することができると認めたものについては、「原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする」ことを生活保護法に規定している。

七について

一般的に、医療費の公費負担を行う際には、所得に応じて一部自己負担を求めているものがあることなどから、「後発医薬品を選択する動機付けが働きにくい状況」に該当するかにについては、一概にお答えすることは困難である。

九について

生活保護法に基づく医療扶助における後発医薬品の使用については、現行の生活保護法においても「可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする」とされているところである。

十について

政府として、被保護者以外の者に対して、御指摘の「後発医薬品の原則使用を法制化」することとは、現時点では予定していない。

十一について

政府としては、現物給付によって行う医療扶助のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。二についてでお答えした目標の達成に資するものであると考えている。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に示された後発医薬品の使用原則化とバイオ後続品の品質に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月二十二日

川田 龍平

参議院議長 伊達 忠一殿

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に示された後発医薬品の使用原則化とバイオ後続品の品質に関する質問主意書

平成三十年二月九日に閣議決定された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(第百九十六回国会閣法第二〇号)では、生活保護制度における自立支援の強化、適正化の名目で、後発医薬品の使用を原則義務付けるとしているが、ここで定義される「後発医薬品」の中には、バイオ後続品(以下「バイオシミラー」という)も含まれると整理したと聞くところである。しかしながら、欧米など海外にあつては、低分子化合物であつて物理的化学的に先発医薬品と同一な主成分で構成される後発医薬品と、高分子化合物であり、物理的化学的にバイオ先行品と必ずしも同一とは限らないバイオシミラーとは、厳密に区別した議論をしており、バイオシミラーをして、「後発医薬品」とみなすような解釈は、国際比較論としていささか乱暴であると断じざるを得ない。以下、このような観点か

ら政府の見解を質すものである。

一 「バイオシミラー」を「後発医薬品」と同じものと解している理由を明示されたい。

二 バイオシミラーの使用に際しては後発医薬品と同じとみなしているにも関わらず、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の定める製造販売にかかる承認申請手続きにおいては、バイオシミラーは後発医薬品とは別扱いとなつてゐる。バイオシミラーと後発医薬品とが承認申請において別扱いになつてゐるのであれば、これらの使用にあつても別に扱うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 バイオシミラーの製造販売にかかる承認申請手続きにおいて、後発医薬品と区別している理由を明らかにされたい。

四 バイオシミラーは、分子量が大きく複雑であり、さらに製造工程が複雑である故に、バイオ先行品と完全に同一であるとはいえない。然して、バイオシミラーは、免疫原性などにおいてバイオ先行品とは異なるリスクが潜在していることも考えられる。このような潜在的リスクを回避するための措置として、我が国の薬事制度にあつては、バイオシミラーに新薬と同様の医薬品リスク管理計画の策定や市販後調査が課せられてゐると理解している。このように、製造販売にかかる承認申請にあつては慎重な取り扱いが予定され、免疫原性などのリスクも予見されるバイオシミラーの使用にあつては、使用後の経過観察を含む慎重な取り扱いが求められるものとする。本法案にあつては、医師等が医学

的知見から問題ないと判断するものについて後発医薬品を使用することとしているが、バイオシミラーが後発医薬品とは異なるものであるという観点にたち、バイオシミラーの使用にあつては医師等に慎重な判断をもとめているかどうかは判断としない。本法案が、医師等によるバイオシミラーの処方や薬剤師による調剤の変更を加味した慎重な判断を求めているのかについて政府の見解を明らかにされたい。あわせて、すでにバイオ先行品が処方され、継続使用している者に対して、一律にバイオシミラーへの変更を強要することになるのかについて、先述したバイオシミラーに特有のリスクを軽減するという観点から政府の見解を明らかにされたい。

五 前記「医師等が医学的知見から問題ないと判断するもの」「の医師等の「等」に含まれる職種には、どのような職種が含まれるのか明らかにされたい。

右質問する。

平成三十年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に示された後発医薬品の使用原則化とバイオ後続品の品質に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に示された後発医薬品の使用原則化とバイオ後続品の品質に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「バイオシミラー」が、先発医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品(以下「新医薬品等」という)並びに新医薬品等に係る同法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認(以下「製造販売の承認」という)を受けた者が当該製造販売の承認を受けた医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果(以下「有効成分等」という)が同一であつて形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る製造販売の承認を受けた場合における当該医薬品をいう)であつてバイオテクノロジーを応用して製造したものと有効成分等が同一性を有する医薬品として製造販売の承認を受けた医薬品であつて、バイオテクノロジーを応用して製造したものを指すとすれば、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十四条第三項に規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という)は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各

号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるもの」と規定されていることから、御指摘の「バイオシミラー」は、定義上、後発医薬品に該当する。

二及び三について

お尋ねの「これらの使用にあつても別に扱う」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、御指摘の「バイオシミラー」を含め、医薬品の製造販売をしようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき、当該医薬品の品質、有効性及び安全性に関する事項の審査等を受けた上で、当該医薬品に係る製造販売の承認を受けなければならないとされているところ、審査に必要な資料、審査方法等は医薬品の種類等により異なるため、承認申請に当たつて承認申請書に添付すべき資料等は医薬品の種類等により異なっている。バイオテクノロジーを応用して製造した医薬品(以下「バイオ医薬品」という)は、バイオ医薬品以外の医薬品と比較して複雑な構造、生物活性等の特性を有していることから、御指摘の「バイオシミラー」については、バイオ医薬品以外の後発医薬品とは異なり、バイオ後続品の品質・安全性・有効性確保のための指針(平成二十一年三月四日付け薬食審査発第〇三〇四〇〇七号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知別添)に沿った審査が行われているものである。

四について

一についてでお答えしたとおり、「バイオシミラー」は後発医薬品に該当するものであり、平成三十年二月九日に閣議決定し、今国会に提出した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という)において、現物給付によつて行う医療扶助のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたものについては、「原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする」ことを生活保護法に規定している。

五について

改正法案においては、生活保護法第三十四条第三項において、「医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品(中略)を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする」と規定している。

厚生労働省が情報提供している「ヒトパピローマウイルスワクチン」にかかるリーフレットに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月二十二日

参議院議長 伊達 忠一殿

川田 龍平

厚生労働省が情報提供している「ヒトパピローマウイルスワクチン」にかかるリーフレットに関する質問主意書

厚生労働省が平成三十年一月十八日から情報提供を開始したヒトパピローマウイルス(以下「HPV」という)感染症ワクチンの定期接種に関するリーフレットについて、情報の非対称性という観点から疑念を呈せざるを得ない事例があるので政府の見解を明らかにされたい。

政府は、医療における情報の非対称性の解消にむけて日夜努力をされ、平成十五年九月十二日には、「診療情報の提供等に関する指針」を医政局長名で発出し、同通知の中で「医療従事者等は、患者等にとつて理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を提供するよう努めなければならない」と規定し、医療従事者等に診療情報の積極的な提供を求めていると理解するところである。しかしながら、前記HPV感染症ワクチンの定期接種に関するリーフレットにあつては、接種を受ける国民向けのリーフレットと接種を実施する医療従事者向けのリーフレットに示された、接種を受けたことによるリスクの記述に差異をみゆる。医療従事者向けのリーフレットには、因果関係不明ながら報告された副反応のメカニズムである機能的な身体症状の一例として記憶障害、学習意欲低下、計算障害、集中力低下などの症状が記載されているが、国民向けのリーフレットには、機能的な身体症状などの記述はあるものの前記記憶障害等の症状の記載がみられない。これは、政府が進める医療情報の積極的な開示とは逆行しうる情報開示のあり様であり、政府の発出する文書としては不適切なものであると断じざるを得ない。政府は、断続的な努力をもつて医療従事者等による国民への懇切

丁寧な情報提供体制の構築を目指しているにも関わらず、政府の作成する情報提供文書にあつて、このような情報の非対称性を温存するようなミスをお犯すとは考えられず、ここに政府の真意をお尋ねするものとする。何故に国民向けのリーフレットに、記憶障害等の症状を記載しなかったのか、合理的な理由を懇切丁寧に明らかにされたい。

右質問する。

平成三十年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員川田龍平君提出厚生労働省が情報提供している「ヒトパピローマウイルスワクチン」にかかるリーフレットに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出厚生労働省が情報提供している「ヒトパピローマウイルスワクチン」にかかるリーフレットに関する質問に対する答弁書

お尋ねの「リーフレット」については、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)によるヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種に関し、リーフレットを読まれる方に応じた内容となるよう、リーフレット「HPVワクチンの接種を検討しているお子様と保護者の方へ」、リーフレット「HPVワクチンを受けるお子様と保護者の方へ」及びリーフレット「HPVワクチンの接種に当たつて医療従事者の方へ」を作成したものである。

植物油の安全性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月二十三日

参議院議長 伊達 忠一殿 伊藤 孝恵

植物油の安全性に関する質問主意書

菜種油、水素添加大豆油など数種の植物油脂が、日本人の平均的な摂取量で脳卒中促進作用を示したり、各種生活習慣病の発症因子となつたりしていることが国内外で報告されている。国民の健康を守る観点から、以下質問する。

一 政府は、日本人の平均的な植物油脂の摂取量を油種別に把握しているか、また、数種の植物油脂が各種生活習慣病の発症因子となつていることを把握し、適切に政策へ反映しているか、それぞれ明らかにされたい。

二 植物油脂への水素添加によりトランス脂肪酸と水添ビタミンK1(ジヒドロ型ビタミンK1)が副生する。政府は、トランス脂肪酸について、日本人の通常の食生活における摂取量は健康に影響を及ぼす量に達していないとし、諸外国とは異なり、使用基準を設けるなどの規制をしていない。一方の水添ビタミンK1について、摂取した場合の安全性に関する政府の見解如何。

三 遺伝子組換え技術を使った品種である高オレイン酸型大豆が生産されているが、研究者がその安全性を研究しようとしても、当該大豆に関するデータは、当該大豆を生産している企業自身が研究したものしかなく、厚生労働省に行け

ば当該データを閲覧することはできるものの、写真や撮ることもコピーをすることも許されていない。当該企業が自身に都合のよい研究データのみを発表して、当該大豆を原材料の一つとする製品を販売することも危惧される。当該企業とは別の視点からの高オレイン酸型大豆の安全性の研究を進めるため、研究者が当該大豆の種子を安価な値段で買える体制を整備すべきではないかと考えるが、政府の見解如何。

四 薬や食品の有効成分に疑いを持ち研究するため、製造企業に有効成分に関するデータの開示を求めても、メリットがないと製造企業が判断すれば、データ提供を拒否できるのが現在の状況ではないか。国民の健康を守り、薬や食品の成分の安全性を確保するため、どの研究者でもその成分に関するデータを手でできる制度が必要ではないかと考えるが、政府の見解如何。右質問する。

平成三十年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員伊藤孝恵君提出植物油脂の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員伊藤孝恵君提出植物油脂の安全性に関する質問に対する答弁書

一について
日本人の平均的な植物油脂の油種別の摂取量については、政府として把握していない。
また、「数種の植物油脂が各種生活習慣病の発症因子となつていることを把握し、適切に政

策へ反映しているか」とのお尋ねについては、その意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

御指摘の「水添ビタミンK1(ジヒドロ型ビタミンK1)」の摂取が人の健康に与える有害な影響については、現時点では承知していない。

三について

御指摘の「遺伝子組換え技術を使った品種である高オレイン酸型大豆」の意味するところが必ずしも明らかではないが、遺伝子組換え技術を使った国内で流通が可能な「高オレイン酸型大豆」の種子については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)第四条第一項の規定に基づく主務大臣の承認を受けており、当該承認を受けた当該種子の第一種使用規程に従い、購入され研究されることができると承知している。また、当該種子の価格及び購入の可否については、買手と売手との間で判断されるものと認識している。

四について

御指摘の「有効成分に関するデータ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、研究者等が医薬品又は食品の製造販売業者等に対してその製造、販売等を行う医薬品又は食品に関する資料の開示を求めた場合の当該資料の開示の可否は、当該製造販売業者等が判断しているものと承知している。

コレステロール値と疾病に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月二十三日

参議院議長 伊達 忠一殿 伊藤 孝恵

コレステロール値と疾病に関する質問主意書

コレステロール低下医療が動脈硬化性脳心血管病の予防・治療に役立つとされている。しかし、LDLコレステロール値は長寿の指標であり、これを治療薬で下げることが不適切であるという研究者集団もいる。そこで、コレステロール値と疾病について、以下質問する。

一 臨床研究における企業と学者の間の利益相反問題について、海外では、臨床研究結果がゆがめられた旨ワシントンポスト紙で指摘され、英国の二大誌である、BMJ(英国医師会雑誌)とThe Lancet(Elsevier社)による論争が活発に続いているが、臨床研究における利益相反問題について、日本ではどのように認識されているか、政府の見解如何。

二 EUでは臨床試験規則が採択され、加盟各国が当該規則の準拠に必要な国内法規制を実施している。当該規則と、当該規制に対応する日本の臨床試験に関する規制との間における内容及び実効性の相違について、政府の把握するところを明らかにされたい。

三 コレステロール低下剤の一つであるスタチンの動脈硬化性脳心血管病の予防・治療への有効性については、議論が分かれている。またその

安全性についても、疑義がある。B M J o p
en誌二〇一七年六月三十日号掲載のデータに
よると、スタチンの使用者と非使用者の糖尿病
発症のハザード比を見ると、スタチン使用者は
非使用者に比べ糖尿病の発症率が一・九から
二・六倍高くなっているが、政府の見解如何。

四 前記三に関連し、日本脂質介入試験(J-L
IT)の結果が日本動脈硬化学会の動脈硬化性
疾患予防ガイドラインの内容にどのような影響
を与えたか、政府の把握するところを明らかに
されたい。

五 茨城県民健康調査によると、総コレステロ
ール値と死亡率の関係では、コレステロール値が
高い人ほど癌や脳卒中による死亡率が少くない傾
向があるうえ、全死亡率も低い傾向があり、長
寿である。当該結果は、コレステロール低下医
療が動脈硬化性脳心血管病の予防・治療に役立
つという考えとは逆の指標を示しているが、本
調査結果に対する政府の見解如何。
右質問する。

平成三十年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員伊藤孝恵君提出コレステロール値と
疾病に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

参議院議員伊藤孝恵君提出コレステロール
値と疾病に関する質問に対する答弁書

一について

臨床研究については、透明性が確保され、利

害関係の想定される企業等との関わりが適正に
管理されることが必要と考えている。

二について

御指摘の「EUでは臨床試験規則が採択さ
れ、加盟各国が当該規則の準拠に必要な国内法
規制を実施している」の意味するところが明ら
かではなく、また、欧州連合(以下「EU」とい
う。)加盟各国と我が国との臨床試験に関する規
制の「内容及び実効性の相違」については、EU
加盟各国の状況を承知していないため、お答え
することは困難である。

三について

厚生労働省においては、御指摘の「データ」を
含め、かねてより、御指摘の「スタチン」には、
その服用後に副作用として糖尿病を発症させる
可能性はあることは認識しており、必要に応
じ、医薬品の添付文書に当該副作用の内容を記
載させる等、医薬品の適正な使用に資する情報
が提供されるよう適切に対処しているところ
である。

四について

御指摘の「日本脂質介入試験(J-LIT)の
結果」の意味するところが明らかではないた
め、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「茨城県民健康調査」の意味するところ
が明らかではないため、お答えすることは困
難である。

鉄道事業法における鉄道事業の許可と列車運
行義務及び被災した鉄道の復旧に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成三十年二月二十三日

山本 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

鉄道事業法における鉄道事業の許可と列車
運行義務及び被災した鉄道の復旧に関する
質問主意書

J R北海道の日高本線は、平成二十七年一月の
高波災害を受け鶴川から様似間が三年以上も不通
となっているが、このうち鶴川から日高門別間は
まったく被災しておらず、直ちに運行を再開でき
る状況にある。また、沿線の住民団体も再三にわ
たつて運行再開を求めている。それにもかかわら
ず、J R北海道が多額の復旧費がかかることを理
由として運行再開を拒んでいるのはきわめて不当
である。また、根室本線も東鹿越から新得間が台
風災害で被災し不通となった後、復旧が行われな
いまま、J R北海道はこの区間を含む富良野から
新得間についてバス転換を含めた地元との協議を
行いたい旨を表明している。こうしたJ R北海道
の姿勢は鉄道事業者、公共交通事業者としての責
任放棄と言える。よつて以下質問する。

一 鉄道事業法に基づく鉄道事業の許可は、鉄道
事業を経営しようとする者の申請に基づき国土
交通大臣が行うこととしている。J R各社にお
いては、日本国有鉄道改革法の施行の際、国鉄
が現に運営していた事業を引き継ぎ、当時でい

う第一種鉄道事業の免許を受けたものとみなさ
れたという事情があるものの、前記許可制度と
基本的な考え方は同じである。すなわち、鉄道
事業の許可は列車を運行する意思と能力を持つ
者からの申請に対し国が与えるものであるから、
許可後は特段の事情がない限り、当然に列
車の運行義務を負っていると解するのが相当で
あり、国鉄の事業を引き継いだJ R各社も同様
に列車の運行義務を負っていると考えられる。
このような考え方に立つならば、路線が実際
に運行可能な状態にあり、かつ同法に基づく休
廃止の届出も行われないうまま運行がなされてい
ない日高本線の現状は、同法の立法趣旨に反し
ているものと言わざるを得ない。

J R北海道に対しては、旅客鉄道株式会社及
び日本貨物鉄道株式会社に関する法律に基づき
勧告を出しても日高本線(当面は鶴川から日
高門別間の)運行を再開させるべきであると思
えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 前記一の許可を受けた事業者が、当該許可を
受けた路線において列車の運行を行わないこと
ができる正当な理由に「赤字路線であること」は
含まれないと考えられるが、政府の見解を明ら
かにされたい。

三 札幌から釧路方面へ向かう貨物の輸送は、昭
和五十六年に石勝線が開通するまで、現在不通
となっている区間を含む根室本線を使用して行
われていた。根室本線の富良野から新得間で
は、現在、貨物輸送は行われていないが、釧路
方面への貨物輸送を行っている石勝線が災害等
で不通となった場合、同区間經由で貨物輸送を
行わなければならない事態も十分考えられる。

東日本大震災時に貨物輸送ルートの確保が問題となったことに鑑みると、過去に貨物輸送の実績を持つ同区間を廃止することは、災害時に食料、燃料等の生活物資の輸送ルートを確保することを通じて国民生活を守る観点から好ましくないと考えられる。この点について、政府の見解を明らかにされたい。

また、JR北海道が旅客輸送密度だけを尺度として、災害時における重要な貨物輸送ルートまでバス転換を含めた地元との協議を進めようとしていることは、線路を保有する旅客会社が貨物輸送の重要性に配慮した経営を行うことができていないことを意味している。これは、旅客と貨物とを別会社に分離した国鉄分割民営化の弊害であると考えられる。平成二十九年二月八日の衆議院予算委員会において、麻生副総理兼財務大臣がJR北海道の経営について、根本的なところでの対処が必要である旨答弁するなど、JRグループの現状の見直しを必要とする考えは安倍内閣の一部閣僚からも示されている。政府として、国鉄分割民営化から三十年が経過したJRグループの組織再編を検討する考えはないのか。

四 国鉄改革関連法案が審議されていた参議院日本国有鉄道改革に関する特別委員会において、昭和六十一年十一月二十八日、「各旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の輸送の安全の確保及び災害の防止のための施設の整備・維持、水害・雪害等による災害復旧に必要な資金の確保について特別の配慮を行うこと」を含む日本国有鉄道改革法案外七案に対する附帯決議が可決されるとともに、当時の橋本龍太郎運輸

大臣、葉梨信行自治大臣が「附帯決議の趣旨を尊重する」旨を表明している。国民の公共交通機関としての国鉄を引き継いだJR各社の路線の災害復旧に国が責任を持つことは国権の最高機関たる国会からの要請であり、鉄道路線の災害復旧のための予算を大幅に増やす必要があると考える。

私は「JR北海道の安全問題、ローカル線問題及びリニア中央新幹線に関する質問主意書」(第百八十七回国会質問第七四号)において、鉄道路線の災害復旧に対する国庫補助に關して、鉄道軌道整備法を改正する必要性の観点から質問しているが、前記附帯決議を踏まえ、改めて鉄道路線の災害復旧のための予算を拡充する必要性に関する政府の見解を明らかにされたい。右質問する。

平成三十年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出鉄道事業法における鉄道事業の許可と列車運行義務及び被災した鉄道の復旧に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出鉄道事業法における鉄道事業の許可と列車運行義務及び被災した鉄道の復旧に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律に基づく勧告」の意味

するところが必ずしも明らかではないが、北海道旅客鉄道株式会社日高線鶴川・様似間については、平成二十九年二月に、北海道旅客鉄道株式会社より沿線自治体に対して、復旧の断念とバス等への転換が提案されたことを受けて、これまで、沿線自治体において、バス等への転換の可能性も含めた検討が進められてきているものと承知している。引き続き、地域における検討及び協議を進めていく必要があるものと考えている。

二について
お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について
北海道旅客鉄道株式会社根室線富良野・新得間の在り方については、将来にわたって持続可能な交通体系を構築するため、地域における検討及び協議を進めていく必要があるものと考えている。なお、災害時における生活物資の輸送ルート上の確保については、鉄道による輸送だけでなく、自動車や船舶による輸送を含め、総合的に検討すべきものと考えている。

また、御指摘の「国鉄分割民営化の弊害」の意味するところが必ずしも明らかではないが、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社において、日本国有鉄道の分割民営化によって、効率的で責任のある経営ができる体制が整えられた結果、全体としてサービスの信頼性や快適性が格段に向上したものと認識している。

御指摘の「JRグループの組織再編」については、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社は完全民営化された企業であり、その経営判断の問題に関わることから、政府として見解を示すことは差し控えたい。

四について
政府としては、鉄道の災害復旧に対する国庫補助のため必要な予算の確保に引き続き努めてまいりたい。

国土及び海岸保全と鉄道復旧の關係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年二月二十三日

山本 太郎

参議院議長 伊達 忠一殿

国土及び海岸保全と鉄道復旧の關係に関する質問主意書

JR北海道の日高本線は、平成二十七年一月の高波災害を受け鶴川から様似間が三年以上にわたつて不通となつてゐるが、相次ぐ高波災害の背景として海岸の長年にわたる浸食を指摘する声があることを踏まえ、以下、質問する。

一 自然災害による海岸線における土地の浸食を防ぐことは、我が国の領土の逸失を防ぐ観点から大変重要であるとともに、国防上の要請でもある。しかしながら、日高振興局管轄区域の海岸線は長年にわたる土地の浸食の結果、国道二

百三十五号線や住民の居住地域にまで迫っている。海岸に沿って延びる国道二百三十五号線の沿線には陸上自衛隊静内駐屯地があるが、このまま事態を放置した場合、国道二百三十五号線も浸食されて使用不能となり、静内駐屯地への物資や兵員の輸送もできなくなることが確実である。

政府の基本的な責務は国民の生命及び財産を守ることにある。我が国を攻撃しようとする勢力の日高沿岸からの上陸を阻止するため自衛隊の駐屯地を置きながら、一方では高波によつて日高沿岸の土地が浸食され、海岸線が主要国道や住民の居住地に近づくのを放置したままにしていることは国防の観点からも問題であると考えられるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 海岸法第二条第二項及び同法施行規則第一条の三によれば、鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供されている土地は、国又は地方公共団体が所有する公共海岸から除かれることになっている。同様に、軌道法第三条に規定する運輸事業の用に供されている土地、道路法第十八条第一項の規定により決定された道路の区域の土地、空港法第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港の用に供されている土地も公共海岸から除外されている。

道路、空港の大部分は国又は地方公共団体が所有し管理しているから、海岸法に基づいて公共海岸から除外されていたとしても、その保全上何らの問題も生じないが、鉄道及び軌道（以下「鉄軌道」という。）はその大部分が民間鉄軌道事業者の所有地に敷設されているから、これを

公共海岸でない旨規定している海岸法及び同法施行規則が現状のままである限り、原則として民間鉄軌道事業者による保全を待つしかないことになる。JR日高本線の線路が敷設されている用地もJR北海道の用地であるから同様である。鉄軌道だけこのような扱いになっていることは法令の不備であるとともに、道路や空港と比べて著しく均衡を欠くと考えられるが、政府はこれをどのように考えているのか。

また、海岸における土地の浸食から国土を保全するのは国の役割である。鉄軌道が海岸線を走行している場合であっても、海岸法及び同法施行規則の規定にとらわれず、浸食された土地の復旧は国が責任を持つべきと考えるが、政府の考えを明らかにされたい。

右質問する。

平成三十年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員山本太郎君提出国土及び海岸保全と鉄道復旧の關係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出国土及び海岸保全と鉄道復旧の關係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「国防の観点」、「法令の不備」、「道路や空港と比べて著しく均衡を欠く」及び「海岸法及び同法施行規則の規定にとらわれず」の意味するところが必ずしも明らかではないが、海

岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定に基づき、都道府県知事は、海岸を防護するため海岸保全施設の設置等を行う必要があると認めるときは、一定の区域を海岸保全区域として指定することができることとされているとともに、同法第五条の規定に基づき、都道府県知事は、海岸保全区域の管理を行うこととされているところ、御指摘の「日高振興局管轄区域」においても、これらの指定や管理が行われているものと承知しており、また、海岸保全区域以外の区域（同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域を除く。）については、当該区域内の土地を事業の用に供する鉄道事業者等の民間企業等において、その事業を行うために、その所有する施設の管理が行われているものと承知しており、いずれにせよ、「このまま事態を放置した場合、国道二百三十五号線も浸食されて使用不能となり、静内駐屯地への物資や兵員の輸送もできなくなることが確実である」及び「高波によつて日高沿岸の土地が浸食され、海岸線が主要国道や住民の居住地に近づくのを放置したままにしている」との御指摘は当たらない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二〇円	二八円